ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく 検証結果(平成25年度)(案)に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

	意見提出者(計19件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者	氏名等	
1	平成 25 年 12 月 18 日	個人	_	-	
2	平成 26 年 1 月 14 日	DSL協議会	会長	三須久	
3	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社NTTドコモ	代表取締役社長	加藤 薫	
4	平成 26 年 1 月 14 日	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	有馬 彰	
5	平成 26 年 1 月 14 日	ソネット株式会社	代表取締役社長	石井 隆一	
6	平成 26 年 1 月 14 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊	
7	平成 26 年 1 月 14 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之	
8	平成 26 年 1 月 14 日	一般社団法人テレコムサービス協会	_		
9	平成 26 年 1 月 14 日	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	理事長	西條 温	
10	平成 26 年 1 月 14 日	東北インテリジェント通信株式会社	代表取締役社長	柴田 一成	
11	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社エネルギア・ コミュニケーションズ	代表取締役社長	佐野 吉雄	
12	平成 26 年 1 月 14 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン	
13	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄	
		ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義	
14	平成 26 年 1 月 14 日	ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義	
		ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義	
15	平成 26 年 1 月 14 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司	
16	平成 26 年 1 月 14 日	九州通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	秋吉 廣行	
17	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	牧 俊夫	
18	平成 26 年 1 月 14 日	北陸通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	森 榮一	
19	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社STNet	代表取締役社長	中村 進	

平成 26 年 12 月 18 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 個人

NTTによる独占企業の弊害の改善を求めます。

街路には毎日どこかで通信回線の工事車両が止まって工事をしています。しかし彼らは良識がない。

下請孫請けがしている事例が多く、どんな会社が何時までやるのか表示もしていない。普通の工事は道路でも 上下水道でもガス工事でも警察が道路使用については許可する。

また電柱使用の付近の民家には事前に工事予定日時と責任者の連絡先を通報するが

彼ら回線業者は其れも無視。彼らは独占の特権として天下御免なのですか?

車の中にはNTTと明記した車もあるが他の殆どは無記名の車であり、道路を占拠するばかりか私有地にまで車を出入りさせゴミは放置し、その苦情をNTTにしようとしても話し中で繋がらない。

民家の屋根に電柱からゴミを放置しても普通の家では気が付くこともないのです。

こうした杜撰な業者が毎日のように電柱工事をしていてその都度私方のインターネットや電話もトラブルが続いていたのでNTTに通知しても責任回避でした。

基本料金を払っているのだから不通の場合はペナルティを払うのが世間の常識でしょうがお詫びの一言さえない。

契約は文書でしていますが、トラブルるの責任については文書によるものは拒否されました。站椿は下記の通り-----

本日 2013/12/18 N T T 西日本

普通はやっと繋がっても盥回しだけですから此処までの回答さえ得られません。此れを放置しているのは総務省の怠慢だと思います。

怠慢でないと言うなら天下り先の保護でしょうか?

ともあれ支給改善策を採って欲しいものです。取りあえず本日は以上。

以上

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 650-0027

(ふりがな)ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通2丁目 3番2号 神戸駅前ツインビル7階 (関西ブロードバンド株式会社内)

(ふりがな)でいーえすえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし

氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 DSL 事業者協議会

検証結果案			意見
1 ブロードバンド普	(1)ブロード	イ ブロードバ	(イ)提供事業者数及び(ウ)市場シェア
及促進に係る取組状	バンド普及	ンド市場環境	検証結果(案)によると、FTTHサービスの提供事業者数は 241 社(平成 25 年 9 月末時点)との数値が示さ
況等に関する検証	状況に関す	に関する検証	れており、「FTTHサービスの提供事業者数は増加」しているとの評価がなされています。ところが、地方にお
	る検証		いては実際に利用者が選択できるFTTHサービスの提供事業者数は多いとは言えず、依然として NTT 東西
			殿のフレッツ光サービスしか選択できないケースもあります。
			提供事業者数が増加しているにも係わらず、FTTH サービスのシェアは依然として NTT 東西殿併せて
			71.7%(平成 25 年 9 月末時点)を占めている状態を考えると、提供事業者数の総数だけでなく、利用者視点に
			近い指標、たとえば市区町村単位で選択可能な事業者数等を分析し、地域ごとの選択肢の状況を検証すべ
			きと考えます。
			また、採算性等の問題から事業者が自前設備の構築を行うことが難しい地域において、いわゆる自治体
			IRU 方式を活用してサービスを提供するケースがありますが、これら自治体 IRU 方式を活用したサービスにつ
			いても、NTT 東西殿が高いシェアを維持しているものと考えられます。実際 NTT 東西殿は 2009 年時点で 90
			の自治体にて IRU によるサービスを提供し、さらに 240 の自治体でも IRU 案件に取り組んでいる 'と公表して
			いることから、現時点では少なくとも300を超える自治体で自治体IRU方式によるサービスを提供していると想
			定され、それらのエリアでは、独占的な提供状態となっています。
			自治体IRU方式を活用したサービスについては、九州総合通信局が行ったICT基盤整備事業に係る補助金
			の交付を受けた事業の調査において、加入率が19%(九州総合通信局内の87事業平均)と全国平均50%に
			比べて極端に低く²、さらにその半数以上の事業において加入率が 15%以下 ³となっており、環境はあるものの
			FTTH サービスが利用されない状況となっています。
			一方、自治体 IRU 方式にて光ファイバを借り受ける際には、複数事業者で IRU 契約を締結する環境が整備

¹ PSTNのマイグレーションについて〜概括的展望〜(2010年11月2日 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社) P.7 http://www.ntt-east.co.jp/release/1011/pdf/101102a_1.pdf / http://www.ntt-west.co.jp/news/1011/pdf/101102a_3.pdf

² ICT 交付金事業実施団体連絡協議会 配布資料(平成24年1月1日 九州総合通信局) P.5

³ ICT 交付金事業実施団体連絡協議会 配布資料(平成24年1月1日 九州総合通信局) 別表1

	されていないため、先行事業者と当該自治体において契約が成立すると、後発事業者が IRU の利用を希望し
	ても契約に応じてもらえないケースがあります。このため、自治体 IRU 方式であれば複数事業者による競争が
	成立する可能性がある地域においても、後発事業者の参入が成されずに競争が行われていない状況にある
	ため、複数事業者でIRUを利用するためのガイドラインの策定、啓発等、競争促進に資する環境整備を行うと
	同時に、自治体 IRU を活用したサービスの提供エリアにおける競争について、前述の総合通信局による調査
	のデータ等も活用しつつ、詳細に検証すべきと考えます。

以上

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150

住 所 東京都 千代田区 永田町 二丁目 11番1号

氏 名 株式 会社 NTTドコモ

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう かとう かおる 代表 取締役 社長 加藤 薫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

<u>意見提出者:NTTFコモ</u>							
	。						
1 ブロードバンド 普及促進に係る 取組状況等に関する検証	(1)ブロードバンド 普及状況に関する 検証 ウ ブロードバンド 利用環境に関する 検証 (ア)利用者料金	P14 ユーザー人当たりの平均トラヒックが約2. OGB/月と推計される中で、MNO各社が提供するスマートフォン 用の主要な定額制プランは、通信速度が制限されない通信量の上限は一部の料金プランを除き一律7GB /月となっており、平均トラヒックとの間に乖離が見られるところである。他方、MVNOの中には、通信速度が制限されない通信量の上限を1GB/月や2GB/ 月とした低中利用者向けのより低料金の定額プランを提供している者も存在しており、特に、近年、MVNO は多様なプランを次々と開始している。	・当社は平均トラヒックと整合している3GB/月のライトプランも、代表的なプランの一つとして提供しており、「一部の料金プランを除き」と例外扱いすべきではない。 ・また、MVNOは、低利用(低速度)・低料金プランによる競争が進展しているが、諸外国と比べ低料金以外に利用形態の多様化が進展しているとは言えない。MNOはMVNOに対しても接続義務を負い、提供条件や料金について公平・同一な扱いが義務づけられており、MVNOが画一的なサービスしか提供することができなくなっていることにより、諸外国と比して多種多様なサービスが進展していない。MVNOの多様化を図り、さらなる参入促進を図るためには、諸外国同様、MVNOに対する接続義務を撤廃し、卸によるビジネスベースの取引とすべきと考える。				
		P14 移動系通信事業者の一部は、自社グループ内事業者 又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービス と組み合わせ、スマートフォンの料金の割引を行う固 定系と移動系の連携サービスを展開している。これら サービス等がブロードバンド利用環境等に与える影響 について、今後注視していくことが必要である。	・KDDI 殿の「au スマートバリュー」は開始から約1年半で利用者540万人(2013年9月末)、au スマートフォン新規契約者の約4割(2012年度第4四半期)にも達しており、更には2013年12月からUQコミュニケーションズ殿等との連携サービスも開始している。同サービスの満足度は総務省殿「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」や当社独自調査においても高い。「au スマートバリュー」が競争環境に大きな影響を与えていることは明らかであり、検証結果として明示すべきと考える。				

		検証結果案	意見
2 NTT東西等に おける規制の遵 守状況等の検証	(2)第二種指定電 気通信設備に関す る検証 ア 指定要件に関 する検証	P23 現行の二種指定設備制度は、事業法第34条第1項に規定するとおり、端末シェアが10%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、指定に当たっては電気通信事業者単位で判断することとされていることから、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備を二種指定設備として指定することは適当ではない。 なお、事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとし	・また、OTT(Over The Top)系サービスやグローバル端末が普及し、コモディティ化が進む中、固定・移動の連携サービスはMNO間の重要な差別化要素となっている。したがって、固定・移動の連携サービスが競争環境に与える影響について、早期の検証が必要であり、規制の存在により当社の利用者のみ利便性向上が事実上否定されている状態は速やかに解消されるべきと考える。 ・先に意見提出した後も、ソフトバンクグループ内の会社を跨る通話定額開始(2013 年 11 月)や本年 4月にイー・アクセス殿とウィルコム殿が合併すると発表する等、移動体通信市場におけるグループ連携が益々強まっている。2014 年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、こうした実態を踏まえ、二種指定において企業グループを踏まえた指定の適否を判断する制度整備を行うべきと考える。・また、ソフトバンクモバイル殿は二種指定されているにも係らず、接続約款にデータ接続料を明示していない。不透明な取引による公正競争への懸念を払しょくするためにも、この状況は早期に是正されるべきであると考える。
	(3)禁止行為に関	ているところである。	・OTT (Over The Tee)の公頭やフラートフナンの名
	(3) 景正行為に関 する検証	P25 禁止行為等規制の運用に当たっては、「電気通信	・OTT(Over The Top)の台頭やスマートフォンの急 速な普及、企業グループ連携による競争力強化、各
	9 る快証 ア 第二種指定電	宗正行為寺院前の建用に当たりでは、「亀丸通信 事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規	述な音及、正案グルーク連携による脱事力強化、各 社のシェアが近接していること等を踏まえれば、現
	気通信設備に係る	定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野に	時点において既に当社に市場支配力が存在しない
	禁止行為規制の適	おける市場支配的な電気通信事業者)の指定に当た	ことは明らかであり、市場支配的な電気通信事業者
	用事業者の指定要	っての基本的考え方」(以下「禁止行為等規定適用事	の指定を解除すべき状態にあることを明示すべきで
	件に関する検証	業者指定ガイドライン」という。)を策定・公表しており、	ある。

検証結果案	意見
禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現	・また、2014年を目途として実施する「競争政策の見
在、NTTドコモを当該規定の適用を受ける電気通信事	直し」においては、環境変化を踏まえた規制に見直
業者として指定しているところであり、上述の規定の趣	すべきと考える。日本の移動体通信事業者に対する
旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン	規制は海外に比べ突出して厳しい規制であり、特
に示す考え方に照らし、現時点において、NTTドコモを	に、自由なビジネス展開を阻む禁止行為規制は、日
禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者とし	本企業の国際競争力や利用者利便への支障も懸
て引き続き指定する必要性に変わりはない。	念されるところであり、速やかに見直されるべきと考
なお、近年のモバイル市場における環境変化につ	える。
いては、今後とも状況を注視していくことが必要であ	
り、2014年を目途として実施する「競争政策の見直	
し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて	
検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の	
方向性について検討することとしているところである。	
P25	
市場支配力の濫用を防止する観点から規律されて	
いる現在の禁止行為等規制の適用についてみれば、	
上位3社のうちNTTドコモ以外の2社は、禁止行為等	
規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照ら	
し、現時点において、市場シェアが1位の電気通信事	
業者との市場シェアの格差や総合的な事業能力を判	
断した上で、NTTドコモ以外の2社を禁止行為等規制	
の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要	
性は認められない。	
なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に	
関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2	
014年を目途として実施する「競争政策の見直し」に	
おいて、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課	
題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性	
について検討することとしているところである。	

意 見 書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとち よ だ くうちさいわいちょう

住 所 東京都千代田区 内幸町 一丁目1番6号

(ふりがな) たり エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションス 株式会社

代表取締役社長 有馬 彰

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見
2 N T T	(2) 第二種指定	今回の検証結果のデータを見ても明らかである通り、移動体データ
東西等にお	電気通信設備に関	通信サービス全体契約数が約147百万であるのに対し、MNOでないMVNO
ける規制の	する検証	は約6百万程度(MVNO全体は約12百万程度)と、未だMVNO市場は途
遵守状況等		上段階にあり、MVNO 市場の更なる活性化が必要であると考えます。
の検証		特にSIMロックに関しては、「SIMロック解除に関するガイドライン」
		において、通信サービス・アプリケーション等の利用の全部又は一部
		が制限される課題が存在することから当分の間、事業者による主体的
		な取組によることとされておりますが、競争評価 2012 における事業者
		別の SIM ロック解除可能な端末の取扱状況を見ると、未だにごく一部
		の機種しか対応しない事業者が存在し、事業者間の取組に格差が生じ
		ています。
		SIM ロック解除が進まない場合、別の MNO ネットワークによる MVNO
		サービスを利用する際に新規に端末の購入等が必要となり、SIM ロッ
		ク解除に対応しない MNO ユーザの利便性が損なわれる状況が続くこと
		が想定されます。
		今後、LTE の普及等の環境の変化を踏まえて、SIM ロック解除に対す
		る事業者間の取組格差を早期に解消すべきと考えます。
2 NTT	(2) 第二種指定	現状、MVNO に接続制度が存在していることから、MNO は約款に基づ
東西等にお	電気通信設備に関	く公平・同一な条件での提供としているため、MVNO は画一的なサービ
ける規制の	する検証	スしか提供出来なくなっております。
遵守状況等		MVNO 市場の拡大に向けて、多様化するユーザニーズに対応すべく、
の検証		MNO と MVNO 間で、卸方式等の個別契約による自由かつ柔軟なビジネス
		ベースでの取引が行える制度を確立すべきであると考えます。

平成 26 年 1 月 14 日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 141-6010

とうきょうとしながわくおおさきにちょうめ 住 所 東京都 品川区 大崎 二丁目1番1号

名 称 ソネット株式会社

たいひょうとりしまりゃくしゃちょう いしい りゅういち 代表 取締役 社長 石井 隆一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案) に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。 <別紙>

意見提出者: ソネット株式会社

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)」 (以下、本検証結果案という)に関して、以下のとおり意見を提出致します。

当社は、昨年3月からLTE/3Gのデータ通信サービスを、同年4月から「NURO(ニューロ)」のサービス名で主に個人宅向けのFTTHサービスを開始し、ほぼ当初に見込んだ通りの事業展開をすることができました。これは、事業参入に際してあらかじめ必要な各種の制度や手続きが定められていたことから、それらが有効に機能した結果であると考えております。

このように当社といたしましては、現在法令等で定められている指定電気通信設備制度や禁止 行為規制等を含むさまざまな制度につきましては、新たな事業参入を促し、競争環境の公正、公 平さを担保する最低限の制度として、引き続き維持されるべきものと考えております。

加えて、競争環境等の整備については、制度的な課題、競争促進のための課題等が未だ存在していることも事実であり、固定通信市場のオープン化やモバイル市場の競争促進を含む情報通信分野における競争政策について、今後の制度見直し等に向けた検討課題の洗い出しならびに議論が行われていくことは、既参入事業者および新規参入を目指す事業者にとりましても好ましいことであると当社は考えております。

本検証結果案を踏まえつつ、今後見込まれている電気通信事業法、日本電信電話株式会社等に 関する法律等の改正に向け、より公正、公平な競争環境が整備されますよう、関係各方面におい て活発な議論がなされることを期待するとともに、当社においても必要に応じてそれらの議論に 参画し、協力して参る所存であります。

以上

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511

はおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう 住所 大阪市 中央区 馬場町 3番 15号

名称及び 西日本 電信 電話 株式 会社

代表者の氏名 代表取締役社長 村尾 和俊

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果 (平成25年度) (案) に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

公正競争レビュー検証結果 (案) に対する意見

先般の当社意見で述べてきたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレーヤーによる端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進んでいます。

こうした市場環境の変化の中で、ユーザは、「固定/移動」、「音声/データ」といった電気通信事業者が提供する従来のサービスの区分に関わらず、利用シーンに応じて様々なサービスを自由に使い分けています。その際、ユーザは多様なコンテンツ・アプリケーションや端末を先に選択した上で、それらの利用に適したネットワークを選択しており、ネットワークよりもコンテンツ・アプリケーションや端末がユーザの主要なサービス決定要因となっています。更に、こうしたユーザ動向の変化を受けて、多種多様なプレーヤーが、「固定/移動」、「音声/データ」といった従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げています。

このように現在の情報通信市場は、サービスを提供する電気通信事業者が当初はNTT 1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わっています。

しかしながら、今回の検証結果(案)では、以下のとおり、従来の考え方を踏襲するだけの検証となっており、市場環境・競争環境の変化やユーザ動向の実態を踏まえた具体的かつ十分な検証が行われていません。

(1)「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」

- ・ 「ブロードバンド普及状況に関する検証」の項目においては、契約数や市場シェア について未だに移動系と固定系を分け、更に固定系の中でFTTH・DSL・CAT V等のサービスに細分化した従来の市場区分を踏襲した検証結果が示されております。しかしながら、冒頭で述べたとおり、多種多様なプレーヤーが従来の市場区分を 超えて、様々なサービス競争を繰り広げている中、従来の市場区分を維持したまま市 場を細かく分断し、その中での電気通信事業者間だけの競争に着目するような検証は、 市場環境・競争環境の変化、ユーザ動向の変化に対応できておりません。したがって、 情報通信市場全体を俯瞰し、従来の市場区分を越えた一つのブロードバンド市場として捉えた検証を行うことが必要であると考えております。
- ・ 「関係主体の取組に関する検証」の項目においては、政府が主体となった取組(予

算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されておりますが、その 取組がブロードバンド普及促進にどれだけ影響を与えたかについて、定量的な分析を 行う必要があると考えます。

加えて、冒頭述べさせていただいた従来の市場区分を超えた多種多様なプレーヤー (端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等) がそれぞれどのような役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、ユーザ側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。 検証結果 (案) にもあるとおり、基盤整備率はほぼ100%に近い数値となっている中で、様々なプレーヤーがユーザニーズに応えた多種多様なサービスを提供していくことにより、基盤利用率は更に高まっていくものと考えます。

(2)「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」

- ・ 今回の検証結果(案)においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。例えば、
 - ①禁止行為規制に関していえば、先般の当社意見でも述べたとおり、NTTグループ 以外の他事業者は、移動系サービスと固定系サービスを組み合わせたFMCサービ ス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないこと は、NTTグループのユーザだけが不利益を被ることとなり、ユーザ利便性が損な われるだけでなく、ブロードバンドの普及促進を阻害していると考えます。
 - ②指定電気通信設備制度に関していえば、当社のNGNを第一種指定電気通信設備の 対象としており、収容局接続機能等の接続料を設定しておりますが、機能の提供開 始以降、他事業者による利用実績はありません。

他事業者は独自にブロードバンドサービスを提供し、現に熾烈な競争が展開されていることからすれば、少なくとも当社のNGNについて、第一種指定電気通信設備としてアンバンドル義務を課す必要はないと考えます。

2014年を目途として実施が予定されている「競争政策の見直し」の検討においては、こうした現行の公正競争レビュー制度に係る課題を改善し、更なるブロードバンド普及促進に向け、情報通信市場全体を俯瞰した検証を行っていただきたいと考えます。その上で、現在の市場環境・競争環境に照らし、実態にそぐわない規制は見直しまたは撤廃していただき、ユーザ利便の向上と情報通信市場全体の発展に資する環境整備を行っていただきたいと考えます。

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

公正競争レビュー検証結果 (案) に対する意見

先般の当社意見で述べてきたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレーヤーによる端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進んでいます。

こうした市場環境の変化の中で、ユーザは、「固定/移動」、「音声/データ」といった電気通信事業者が提供する従来のサービスの区分に関わらず、利用シーンに応じて様々なサービスを自由に使い分けています。その際、ユーザは多様なコンテンツ・アプリケーションや端末を先に選択した上で、それらの利用に適したネットワークを選択しており、ネットワークよりもコンテンツ・アプリケーションや端末がユーザの主要なサービス決定要因となっています。更に、こうしたユーザ動向の変化を受けて、多種多様なプレーヤーが、「固定/移動」、「音声/データ」といった従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げています。

このように現在の情報通信市場は、サービスを提供する電気通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わっています。

しかしながら、今回の検証結果(案)では、以下のとおり、従来の考え方を踏襲するだけの検証となっており、市場環境・競争環境の変化やユーザ動向の実態を踏まえた具体的かつ十分な検証が行われていません。

(1)「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」

- ・ 「ブロードバンド普及状況に関する検証」の項目においては、契約数や市場シェア について未だに移動系と固定系を分け、更に固定系の中でFTTH・DSL・CAT V等のサービスに細分化した従来の市場区分を踏襲した検証結果が示されております。しかしながら、冒頭で述べたとおり、多種多様なプレーヤーが従来の市場区分を 超えて、様々なサービス競争を繰り広げている中、従来の市場区分を維持したまま市 場を細かく分断し、その中での電気通信事業者間だけの競争に着目するような検証は、 市場環境・競争環境の変化、ユーザ動向の変化に対応できておりません。したがって、 情報通信市場全体を俯瞰し、従来の市場区分を越えた一つのブロードバンド市場として捉えた検証を行うことが必要であると考えております。
- ・ 「関係主体の取組に関する検証」の項目においては、政府が主体となった取組(予

算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されておりますが、その 取組がブロードバンド普及促進にどれだけ影響を与えたかについて、定量的な分析を 行う必要があると考えます。

加えて、冒頭述べさせていただいた従来の市場区分を超えた多種多様なプレーヤー (端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等) がそれぞれどのような役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、ユーザ側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。 検証結果 (案) にもあるとおり、基盤整備率はほぼ100%に近い数値となっている中で、様々なプレーヤーがユーザニーズに応えた多種多様なサービスを提供していくことにより、基盤利用率は更に高まっていくものと考えます。

(2)「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」

- ・ 今回の検証結果(案)においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。例えば、
 - ①禁止行為規制に関していえば、先般の当社意見でも述べたとおり、NTTグループ以外の他事業者は、移動系サービスと固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのユーザだけが不利益を被ることとなり、ユーザ利便性が損なわれるだけでなく、ブロードバンドの普及促進を阻害していると考えます。
 - ②指定電気通信設備制度に関していえば、当社のNGNを第一種指定電気通信設備の 対象としており、収容局接続機能等の接続料を設定しておりますが、機能の提供開 始以降、他事業者による利用実績はありません。

他事業者は独自にブロードバンドサービスを提供し、現に熾烈な競争が展開されていることからすれば、少なくとも当社のNGNについて、第一種指定電気通信設備としてアンバンドル義務を課す必要はないと考えます。

2014年を目途として実施が予定されている「競争政策の見直し」の検討においては、こうした現行の公正競争レビュー制度に係る課題を改善し、更なるブロードバンド普及促進に向け、情報通信市場全体を俯瞰した検証を行っていただきたいと考えます。その上で、現在の市場環境・競争環境に照らし、実態にそぐわない規制は見直しまたは撤廃していただき、ユーザ利便の向上と情報通信市場全体の発展に資する環境整備を行っていただきたいと考えます。

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

> 郵便番号 103-0013 住所

> > とうきょうとちゅうおうくにほんばしにんぎょうちょう3 東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2

> > > フローラビル8階

名称

いっぱんしゃだんほうじん きょうかい 一般 社団 法人 テレコムサービス 協会

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度) (案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

ħ		意見
1 ブロー (1) ブロードバンド		本検証結果案により示された移動体通信におけるMVNOの
ドバンド) 普及状況に関する検	低廉かつ多様な料金プランと、対照的に硬直的な MNO の通
普及促進	 証	 信料金は、MVNOによる競争が一部において利用者のニーズ
に係る取	 ウ ブロードバンド利	を満たしている反面、まだ MVNO の移動体通信市場に対する
組状況等	 用環境に関する検証	 影響が一部に留まっており、両者のサービス間に需要の代
に関する	 (ア)利用者料金	 替性が存在していないことを示していると考えられます。
検証		これは、接続料の額が毎年低下する中、MVNOが MNO に対し
		て接続料の算定にあたって前年度実績値を基礎とするなど
		→ 不利な条件で競争を強いられている状況にあることが要因
		のひとつと考えられます。
		今後、移動体通信市場の更なる競争促進に向け、MNO/一般
		の MVN0 間と MNO/MNO の子会社または関係会社の MVNO との
		取引における公正性や透明性の確保など真に公正な競争環
		境を整備することで MVNO の市場への浸透を図ることは利用
		者の利益に適うと考えます。そのため今後の電気通信事業
		法の包括検証のプロセスにおいて、MVNOの参入促進に対す
		る政策的ボトルネックの洗い出し、および制度等の見直し
		を進めることが重要であると考えます。
	(1) ブロードバンド	平成 25 年 6 月の「モバイル接続料算定に係る研究会」報
	普及状況に関する検	告書にて指摘された通り、データ接続料の算定には、接続
	証	料算定の基礎となる実績値の測定年度の問題などいくつか
	ウ ブロードバンド利	の課題があります。これらの課題によりデータ接続料の適
	用環境に関する検証	正な算定が行われていない可能性があり、中でも実績値の
	(イ)接続料と利用者	測定年度の問題については、同報告書中でも MVNO が MNO に
	料金との関係等	比べ競争上不利な状態に置かれている可能性があるとの指
		摘がなされています。
		また、データ接続料の水準やアンバンドルに対する取り組
		みの程度について、二種指定事業者間で大きな差異が生じ
		ており、MVNOが参入しやすい環境が十分に整備されていま
		せん。
		実績値の測定年度の当年度化については喫緊の課題とし
		て実現を希望すると共に、今後、データ接続料算定に係る
		諸課題の検討加速、並びに更なるアンバンドル化の促進に
		向けた検討を行っていくべきと考えます。

(2)関係主体の取組に 関する検証 ウ I C T 利活用の促 進に関する取組 (ア)オープンデー タ・ビッグデータの 活用の促進に関する 取組 パーソナルデータの利用促進については、これまでも「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」で議論され、その後もIT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」で制度見直しも含めた議論が進められています。ただし、法律の改正を伴う制度の見直しには時間がかかると考えられます。

しかし、より早い時期にパーソナルデータの利用・流通を 促進するため、現状においても企業が安心してパーソナル データを使用できるようなガイドラインが必要と考えま す。早急に策定していただくよう望みます。

2 NTT 東 西等にお ける規制 の遵守状 況等の検 証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証ウアンバンドル機能の対象に関する検証

NGN のオープン化については、ブロードバンド答申によって ①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の3つの考え方に基づき、NGNの段階的発展に対応してアンバンドル化を進めるべきとされています。しかし、実際には全くアンバンドル化は進まず、NTT 東西による NGN 上の新たなサービスの提供もほとんどなされておりません。

本来、ブロードバンドの利活用が促進されるためには、NGN 上に様々なアプリケーションが登場してサービス競争が起 こるような環境が必要と考えます。しかし、全く実現でき ていないのが現状であり、さらに今後もこの状況が好転す るとは考えられません。そのため、ブロードバンドの利活 用促進に向けて改めて施策が必要です。NGN上に健全で活 発なサービス競争が現れる環境の構築を目指して、改めて の議論が必要と考えます。

(2)第二種指定電気通 信設備に関する検証 ア 指定要件に関する 検証

 本意見に対しては、過去の意見募集において、第二種指定電気通信設備制度の非対象事業者が、二種指定事業者の傘下に入ることにより、MNOと MVNOの交渉上の地位に対し影響が出る恐れがあるとの意見があり、今後の電気通信事業法の包括検証のプロセスにおいて、二種指定設備制度と二種指定事業者のグループとしての一体的事業運営に対応した規制に関する十分な議論が行われることが望ましいと考えます。

(2) 第二種指定電気通 信設備に関する検証 ア 指定要件に関する 検証

(ウ) 二種指定事業者 と MVNO の不公平な競 争条件の是正のた め、二種指定設備制 度を一種指定設備制 度並みに厳正化すべ きとの指摘(意見 27) について

(2) 第二種指定電気通 信設備に関する検証 イ 指定の対象に関す る検証 SIMロック解除に関する意見に対する総務省の考え方(本検証結果案 125ページ)において示されている通り、SIMロック解除については平成22年6月の「SIMロック解除に関するガイドライン」策定後、各事業者による主体的な取り組みが期待されているところですが、事業者間でもその実施状況に大きな違いが見られます。この間、SIMロックを巡る状況(市場動向、通信事業者、端末メーカー、通信方式、利用者のニーズ等)は大きく変化していると考えられ、今後、最新の移動体通信市場の動向に合わせ、利用者の立場から各事業者による取り組みを評価し、「SIMロック解除に関するガイドライン」の適切な見直しを進めることが望ましいと考えます。

現行の第二種指定電気通信設備制度は、一定以上のシェアを持つ MNO と MVNO の交渉力の違いに着目した非対称規制ですが、依然として MVNO と MNO のシェアに大きな差がある中で、二種指定設備制度は今後強化されることはあっても廃止、縮小されるべきではなく、引き続き重要な MNO に対する規律であると考えます。加えて、移動体通信市場の変化に合わせ、これまで検証の俎上に上がっていなかった二種指定設備制度の根拠についても、今後必要な検証を行うべきと考えます。

平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(12ページ)では、移動通信事業者の設備にはボトルネック性がないとされており、その理由に次が挙げられています。

移動通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の 通信も含めて増えているが、それでも移動体間の通信は全 体の5分の1以下(1999年度)にとどまっており、ま た、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリ ゾート)となっているのに対し、移動網は主として個人単 位でのオプショナルな通信手段として普及拡大しており、 単純な量的な拡がりで見られるよりもボトルネック性は弱 いこと

しかし、現在では携帯電話・モバイル通信が固定電話通信に比べ必須の通信手段となりつつあり、上記は現状にそぐわないものと考えます。そのため、近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、接続協議における交渉上の優位性に着目することが引き続き適当なのか、または移動体通信事業者の設備にボトルネック性が認められないか、とい

	った規制のあり方についても検証が必要と考えます。
(5)機能分離の運用状況に関する検証	機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずです。しかし、NGN上でのブロードバンド利活用は、必ずしも順調には進んでいないと考えます。改めてその点を評価するとともに、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、新たな議論が必要と考えます。

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし 住 所 東京都中央区京橋1-12-5

りじちょう にしじょう あつし 理事長 西條 温

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

	検証結果案		
1 ブロード	(2) 関係主体の取	ウ ICT利活用の	ブロードバンドサービスの更なる普及促進のためには、行政・医療・教育等の生活に密着した
バンド普及	組に関する検証	促進に関する取組	分野での ICT 利活用の推進が必要であり、今般の検証(案)においても取組の進展状況につい
促進に係る			て検証がなれている事は、大変評価に値するものであると考えます。
取組状況等			ケーブルテレビ事業者は、各地域において情報通信のみならず医療、福祉、安全・安心、行政、
に関する検			教育、防災など、地域に根差した多種多様なサービスを提供することで地域の発展に貢献し、ま
証			た今後もより一層の研鑽を重ねていく所存ですが、具体的施策の更なる進展を期待致します。
2 NTT東西	(3) 禁止行為に関	ア 第二種指定電気	禁止行為規制が市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として機能することで公正
等における	する検証	通信設備に係る禁	競争が図られるべきとの原則を踏まえると、モバイルデータ通信分野において NTT ドコモが
規制の遵守		 止行為規制の適用 	42.0%のシェアを持ち、NTT 東西が固定通信市場においてボトルネック設備を保有しかつ固定
状況等の検		事業者の指定要件	系ブロードバンドサービス(FTTH サービス)にて 71.7%のシェアを持つ NTT グループは、市
証		に関する検証	場において排他的な市場競争ルールを自ら設定する力を有しており、依然として市場支配力を持

	っていると考えられるため、NTT 東西への禁止行為規制は維持、継続されるべきであると考え
	ます。
(6) 日本電信電話	前述のとおり NTT グループは、モバイル分野、固定通信分野の両市場において非常に高い市
株式会社等に係る公	場シェアを有し、圧倒的な市場支配力を保持し続けており、現在においてもその状況に変わりは
正競争要件の検証	ないと認識しています。
	そうした状況の中、NTT ファイナンスによる統合請求の事例のように、市場支配力を有する
	NTTグループ各社同士が直接または間接的に連携することでNTTグループの経営資源が統合さ
	れ、積み重ねられてきた公正な競争環境を歪める虞があります。
	そのため、その市場支配力を利用した不適切な事業運営や、法の趣旨を逸脱したグループ連携
	等が行われることのないよう現行の禁止行為規制を厳格に運用すると共に、例えば特定関係事業
	者の指定に新たな枠組みを導入する等して、予見的に公正競争要件の担保を図るべきと考えま
	す。

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 980-0811

(ふりがな) せんだいしあおばくいちばんちょうさんちょうめ 7 ばん1ごう 住所 仙台市 青葉区 一番 町 三丁目 7番 1号 (ふりがな) とうほくい ん て り じ ぇ ん とつうしんかぶしきかいしゃ 氏名 東北 インテリジェント 通信 株式 会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょう しばた かずしげ 代表 取締役社長 柴田 一成

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果 (平成25年度)(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社

検証結果案		意見
1 ブロード	(1) ブロードバ	
バンド普及	ンド普及状況に関	
促進に係る	する検証	
取組状況等	(2)関係主体の	
に関する検	取組に関する検証	
証		
2 NTT東	(1)第一種指定	
西等におけ	電気通信設備に関	
る規制の遵	する検証	
守状況等の	(2)第二種指定	・モバイル市場においては、上位3社の市場支配力が
検証	電気通信設備に関	ますます強大化しております。上位3社とMVNO
	する検証	間にある競争上の格差は依然として大きく、このま
		までは、モバイル市場の寡占化が懸念されます。
		モバイル市場の活性化には、更なるMVNOの普
		及促進が有効であり、サービス競争を更に促進する
		ことが、モバイル市場の競争の促進につながるもの
		と考えます。
		今後実施する「競争政策の見直し」においては、
		MNOとMVNOとの間におけるサービス競争促進
		を含めた検討を要望いたします。
	(3)禁止行為に	
	関する検証	
	(4)業務委託先	
	子会社等監督の運	
	用状況に関する検	
	証	
	(5)機能分離の	
	運用状況に関する	
	検証	
	(6)日本電信電	・NTTファイナンスを通じた料金業務統合について、
	話株式会社等に係	今後公正競争上問題となるNTTグループの独占回
	る公正競争要件の	帰につながる施策が行われる懸念があることから、
	検証	総務省殿で実施する分析・検証内容の外部検証性は

非常に重要であり、今後も競争政策委員会等の場に おいて、定期的に更に詳細な議論を行うことを要望 いたします。

・活用業務は、NTT法第2条第5項の規定により、 地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業 の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営む ことができるとされておりますが、現状、同制度を 利用したFTTHやNGN等が主要業務と言える状 況が見受けられ、競争事業者へ影響を与えるサービ スになっています。

届出制移行後には、件数も増加している状況であり、同制度については早急に見直しが必要と考えます。

また、外部検証性について、現状のホームページ の公表のみでは不十分であり、これまでの活用業務 を含め、審議会や競争政策委員等の公の場での検証 が必要と考えます。

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 730-0051

ひろしましなかくおおてまち 広島市中区 大手 町 二丁目 11 番 10 号 住 所

氏 名

株式 会社 エネルギア・コミュニケーションズ だいひょうとりしまりゃくしゃちょう さの よしお 代表 取締 役 社長 佐野 吉雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案) に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<u>意見提出者 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ</u>			
検証結果案		意見	
2 NTT	(6) 日本	「(ア)NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共	
東西等にお	電信電話株	同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置すべきと	
ける規制の	式会社等に	の指摘(意見52)について」に係る検証結果(案)	
遵守状況等	係る公正競	【弊社意見】	
の検証	争要件の検	NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及び	
	証	NTTドコモの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナ	
		ンスへ移管すること(以下、「本施策」という。)については、公正	
		競争に与える影響が極めて大きいと考えます。	
		本施策については「課題が認められる」として、総務省殿より、	
		平成24年3月23日付けで、上記5社に対し、各社に課せられて	
		いる規制等の趣旨を引き続き確保する観点から各社が講ずべき措置	
		について要請され、これについて、弊社共から総務省殿に対し、平	
		成24年6月28日付けで連名要望書「NTTファイナンスによる	
		料金請求・回収業務等の統合に係る情報公開及び十分な検証の要望」	
		を提出しました。	
		検証結果(案)では、「総務省は、各事業会社から当該要請に基づ	
		く報告を受け、報告書の精査や、日本電信電話会社や各事業会社等	
		へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した。」と	
		記載されています。これに関して、弊社共から要望させていただき	
		ました総務省殿の検証における判断の基準・根拠等について示され	
		ていないことから、ご説明いただくことを要望致します。	
		なお、今後とも本施策に係る検証の妥当性、及び公正競争を確保	
		するために講じるべき追加的な措置の有無等について、定期的・永	
		続的に検証を行うこと、公正競争環境確保の観点からどのような施	
		策が必要であるか多角的に審議すると共に、継続的に検証して頂く	
		ことについても併せて要望致します。	

「(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について」に係る検証結果(案)

【弊社意見】

ボトルネック設備を保有するNTT東・西殿に対して活用業務制度を認めたことは、NTTの独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来同制度は直ちに廃止すべきであると考えます。

当面、同制度が継続運用されるという前提で以下のとおり意見を申し上げます。

現状、活用業務として提供している県間 I P伝送やひかり電話が 実質的には本来業務であり、これは制度の趣旨を明らかに逸脱して、 なし崩し的に業務範囲を拡大するとともに、NTT再編の趣旨に反 するものとなっています。

したがって、これまで認可・届出された活用業務について、同様 のものがないか等、サービス開始以降の活用業務としての妥当性を 継続的に検証し、適切な措置を講じていく必要があると考えます。

なお、検証にあたっては、競争事業者の意見を反映する公の場を 設けるとともに、競争評価、市場監視、ルール策定機能を持った公 正競争確保のための委員会等、常設機関を設置することを、改めて 要望致します。

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果 (平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。 この度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に 関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

意見提出者 イー・アクセス株式会社

検証結果案		意見
1 ブロードバ	(1) ブロードバン	ア ブロードバンドの整備率及び利用率に関する検証
ンド普及促進	ド普及状況に関する	
に係る取組状	検証	【当社意見】
況等に関する		ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、本制度)は、本制度創設以来、
検証		「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」を目標に各種取組が進められてきま
		したが、基盤利用率は平成25年9月末の時点で固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率が
		65.3%に留まっており、目標達成には程遠い状況となっております。
		この現状を踏まえ、2014年目途に実施される「競争政策の見直し」と並んで、これまでの
		取組にて基盤利用率が伸び悩んだ要因を「需要の掘り起こし」の観点からも分析し、検討課題の
		洗い出し、及び必要な見直しを実施すべきと考えます。
		イ ブロードバンド市場環境に関する検証
		(ア)契約数
		(ウ)市場シェア
		【当社意見】
		FTTHサービスの契約数は鈍化傾向にありますが、NTT東西殿のFTTHの市場シェアは
		71.7%と未だに独占傾向にあり、なおかつ「加入光ファイバのエントリーメニュー」や「新

たな光配線区画」を利用する事業者が存在しない点を踏まえれば、本制度創設以降にFTTH市場におけるサービス競争促進施策が有効に機能していないため、FTTHの普及が進んでいない可能性があると考えます。

従って、「競争政策の見直し」においては、これまでのFTTH市場における競争政策の効果や 課題等について分析し、必要な措置を講じる必要があると考えます。

イ ブロードバンド市場環境に関する検証

(ウ)市場シェア

【当社意見】

検証結果(案)における市場シェア(平成25年9月末)については、NTT東西は個社毎、ケイオプティコム、九州通信ネットワークはその他電力系から切り離して表記されているのに対し、KDDI、ソフトバンクは、資本関係を有する事業者をグループとして位置付けを行った表記となっております。

このように、サービス提供形態、及び料金形態が異なるにも関わらず、各社の市場シェアを恣意的にグループとして集約した場合、本制度、及び「競争政策の見直し」の検証スキームにおいて透明性や公正性が確保されないことが懸念されるため、市場シェアは原則全て個社毎で表記すべきと考えます。

また、固定系ブロードバンドサービスではサービス毎(FTTH、ADSL、CATV)に表 記されているのに対し、移動体データ通信サービスについては、携帯電話、PHS、BWAの各 サービスをまとめた市場シェアを算定しております。

このように、固定とモバイル市場にて恣意的に異なる方法で市場シェアを表記した場合も、上 記同様の懸念が生ずるため、市場シェアは一律サービス毎に表記すべきと考えます。

ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

(ア)利用者料金

【当社意見】

検証結果(案)では、内外価格差調査の調査結果を引用し、携帯電話(音声・メール・データ 利用)の利用者料金が高い水準にあることを示しております。

しかしながら、検証結果(案)別添2の「移動体データ通信(音声通話・データ通信双方が利用可能なプランの基本料金)の利用者料金の推移」の通りモバイルサービスの利用者料金は低廉化傾向にあることや、当社のように戦略的に低廉な利用者料金を設定しているMNO(LTE電話プラン(にねん)+データ定額5 3,880円/月)が存在している点も考慮すべきと考えます。

なお、競争政策の一環として、MVNOを梃子にした利用者料金の低廉化を促進させる場合には、そのデメリットとしてMNOの新規技術の革新や設備投資のインセンティブに影響を与える 懸念があること、また他政策の整合性を図ることに留意する必要があると考えます。

(2)関係主体の取組に関する検証

(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し

【当社意見】

平成23年4月に「加入電話に相当する光IP電話」がユニバーサル対象に追加されたことで、メタル回線と光ファイバの二重投資の回避に一定の効果が期待出来ますが、現状NTT東西殿の提供は、新設エリア (新興住宅地や東日本大震災の復興エリア) に限定されていることを踏まえれば、抜本的な二重投資の解決策までには至らないと考えます。

メタル回線/光ファイバの二重投資は、接続料の上昇に働き、ひいては光ファイバ、メタル回線の双方で利用者利便性の阻害に繋がることから、早期に解消すべきであり、「競争政策の見直し」の場にて、NTT東西殿の情報開示のもと、総務省殿、NTT東西殿、接続事業者等の関係者にて効率的なアクセス網の在り方を議論し、今後のアクションプランを示すべきと考えます。

なお、今後、「加入電話に相当する光IP電話」のエリア展開が進む場合は、結果として、加入電話や、DSLやドライカッパ電話といった接続事業者サービスのフレッツ光ネクストへの巻き

	取りが進み、NTTの独占回帰が強まることが懸念されるため、メタル・PSTNで培った競争		
	環境の維持についても合わせて議論する必要があると考えます。		
(1)第一種指定電	ア 指定要件に関する検証		
気通信設備に関する	指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべき、端末系伝送		
検証	路設備の種別(メタル・光)を区別せず指定することを維持すべき等の指摘(意見4)について		
	【当社意見】		
	検証結果(案)の通り、「ネガティブリスト方式」は、競争事業者がボトルネック設備を用いた		
	新たなサービスを迅速に提供することを可能とし、市場の公正競争環境を確保するために必要不		
	可欠なものであるため、現行の指定方法は維持すべきと考えます。		
	また、「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)」についても、両回線は共通の線路敷設基盤上		
	にて敷設され、ブロードバンド回線として代替性の高い回線であること等を踏まえれば、引き続		
	き現行の指定方法を維持すべきと考えます。		
	イ 指定の対象に関する検証		
	(イ) 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)につ		
	いて		
	【当社意見】		
	FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアは71.7%、設備シェアは78.4%(※		
	1)と依然として独占傾向にあり、競争事業者にとってはNTT東西殿の加入光ファイバを利用		
	することが必要不可欠であることから、検証結果(案)の通り、加入光ファイバを引き続き一種		
	指定設備の対象とすることが必要と考えます。		
	(※1)平成24年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況		
	気通信設備に関する		

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNの オープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について

【当社意見】

検証結果(案)の「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」における検討課題を 洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性を検討すべきとの考え方に賛同します。

なお、「NGNのオープン化」を進める上では、各社が本制度の意見書にて主張しているように、 以下の措置等が必要であることから、「競争政策の見直し」において検討すべきと考えます。

- ・ 新たな設備の実装や設備更改の際には、アンバンドルを前提とした技術仕様とすること
- ・ 接続事業者の検討に資するよう、設備やオペレーションシステムの仕様やコストについて十 分な情報開示を行うこと

■コロケーション電気料について

検証結果(案)にて平成25年9月末時点におけるADSLサービスの契約数は、492.4万(前年12月末比 $\triangle 14.2\%$)と大幅に減少しており、今後も超高速ブロードバンドへの移行及び移動体データ通信サービスの普及に伴い、減少傾向は加速するものと思われます。

ADSLサービスを提供している接続事業者は、このような市場環境のなか、利用者利便性を 担保しつつ事業継続するために、より一層のコスト削減を図る必要があり、非効率な装置の円滑 な設備撤去が重要な課題となっております。

今後は、エリア全般的に減少傾向となるため、パッケージ単位または単独の設備撤去だけでなく、エリア単位における大量な設備数の撤去が予測されますが、FTTHサービス等の普及に伴う新設工事も並行しているため、施工会社及びNTT東西殿の立会い等の稼働確保も困難な状況となり、撤去工事にかかる期間は長期化する虞があります。

コロケーション設備に係る電気料については、このような大量の設備撤去計画に関する課題も 考慮したうえで、実際のコロケーションリソース利用の有無を適宜反映出来るような効率的な減 設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるように、更なる電気料柔軟 化スキームを検討することが必要と考えます。

(2)第二種指定電 気通信設備に関する 検証

(イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘(意見26)について

【当社意見】

接続協議は、事業者単位で実施するため、当社のような市場シェアの低い後発事業者と指定事業者との協議において、交渉上の地位の優位性が働くことはグループの有無に関わらず起こり得ることを踏まえれば、検証結果(案)の通り、当社を指定対象に含めるべきではないと考えます。

(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指 定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見27)について

【当社意見】

検証結果(案)においては、「競争政策の見直し」にて、モバイル市場における規制の在り方について検討される旨が示されており、MNOとMVNO間の競争条件についても検証が行われるものと推察しますが、ボトルネック設備を起因とした第一種指定設備制度の趣旨との差異を前提にした上で、MNOの新規技術の革新や設備投資のインセンティブへの影響、また他政策の整合性を図ることに留意する必要があると考えます

(3)禁止行為に関する検証

(3) 禁止行為に関 *ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証*

(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について

(イ)上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナン スに対して規制が必要との指摘(意見32)について

【当社意見】

検証結果(案)の通り、NTTドコモ殿の市場シェア(売上高)、及び総合的な事業能力を勘案 すれば、禁止行為規制の対象については、現行の通りNTTドコモ殿のみ指定することが適切と 考えます。

なお、検証結果(案)においては「競争政策の見直し」にて、モバイル市場における環境変化 を踏まえて実施される旨示されておりますが、二種指定制度における禁止行為規制の対象につい ては、以下の理由から、引き続きNTTドコモ殿のみ指定することが適切と考えます。

- ・ モバイル市場におけるNTTドコモ殿の契約数シェアは44.3%(※2)を占め、電気通信事業収入のシェアでは50%以上を占めること、及び財務基盤、設備投資規模、ブランド力、並びにNTTとしての位置づけ等の総合的な要素からすると依然として十分に支配力を有すること
- ・ 米国、英国、フランス、ドイツにおいては、契約数シェアトップの事業者と第二位の事業者 の差が 10%未満に留まり、諸外国と比較した場合でもNTTドコモ殿の契約数シェアは高い水準にあること(※3)
- ・ 共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTTHの71.7%、携帯電話 44.3%と高い水準にあるNTT東西殿とNTTドコモ殿のグループ間連携は、他の競争

事業者が追随出来ない巨大な市場支配力の行使に繋がることが懸念されること

- (※2) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ (平成25年度9月末)
- (※3) 各国のモバイル市場における契約数シェアの比較

	第1位	第2位	差
米国 (2013年6月末)	AT&T (34%)	Verizon (31%)	3%
英国 (2012年3月末)	Everything, Everywhere (33%)	02 (27%)	6%
フランス	OrangeFrance	SFR	7.9%
(2012年6月末)	(37.3%)	(29.4%)	
ドイツ	Vodafone	T-Mobile	0.3%
(2012年7月末)	(31.5%)	(31.2%)	
日本	NTTドコ モ	KDDI	16.3%
(2013年12月末)	(44.3%)	(28.0%)	

出典:総務省、TCA「テレコムデータブック」

(4)業務委託先子 会社等監督の運用状 況に関する検証

(4)業務委託先子 (4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について

(5)機能分離の運用状況に関する検証

- (5)機能分離の運用状況に関する検証
- (ア) 申込から開通までの期間の同等性、設備構築情報等の内容や開示されるタイミングの同等性の検証を厳格に行うべきとの指摘(意見46)について

(イ) 機能分離の検証が不十分であると考えられるため、禁止行為規定遵守措置等報告書を可能な限り公表して外部検証性を確保する等必要な措置を講じるべきとの指摘(意見47)について

【当社意見】

検証結果(案)考え方49の「競争政策の見直し」にて、必要に応じて、ボトルネック設備の 更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争 環境を整備するための更なる措置についても検討するとの考え方に賛同します。

検討に当たっては、以下の観点を踏まえて、課題の洗い出しや必要な措置を検討すべきと考えます。

- ・ これまでのNTT東西殿の機能分離措置の運用状況、及び本制度の意見書にて主張されているボトルネック設備利用の同等性確保における問題事例
- ・ 業務委託先子会社等の監督義務の運用状況、及び法令改正時には想定していなかった(もしくは、今後想定される)NTTグループの業務形態の変化(例:NTTファイナンス殿への料金業務の移管)

なお、NTT東西殿の措置の運用状況の検証においては、接続事業者側からの外部検証性が確保出来るよう、NTT東西殿の報告書の内容は可能な限り開示すると共に、総務省殿にて適切に措置が取られていると判断した基準等についても開示する必要があると考えます。

また、NTT東西殿の情報開示のみでは外部検証性の確保が不十分と判断される場合には、第 三者機関による監査や総務省殿による立入調査を実施することも検討すべきと考えます。 (6)日本電信電話 株式会社等に係る公 正競争要件の検証 (ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について

【当社意見】

検証結果(案)の「競争政策の見直し」にて、必要に応じてNTTグループに係る累次の公正 競争要件等含む競争ルールの見直しを検討するとの考え方に賛同します。

上述の通り、NTTグループによる業務統合・連携については、他社、及び他グループが追随 出来ない巨大な市場支配力の行使が懸念される中で、「NTTファイナンス殿への料金業務の移 管」のように、NTTグループが、現行の行為規制の趣旨に抵触、もしくは潜脱する営業行為を 実施すれば、公正競争環境を阻害することが容易に想定されます。

従って、「競争政策の見直し」においては、NTTグループに係る累次の公正競争要件が有効に機能するよう、今後のNTTグループの業務統合や連携を見据えた指定対象の見直し(子会社、業務委託先等の追加)や、抵触基準の更なる明確化等を検討すべきと考えます。

以上

意見書

平成26年1月14日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵 便 番 号 530-6116

(ふ り が な) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふ り が な) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

 だいひょうとりしまりゃくしゃちょう
 ふじの たかお

 代表取締役社長
 藤野 隆雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 株式会社ケイ・オプティコム

検証総	 結果案	意見
2 NTT東西	(2)第二種指	「(ア)モバイル市場は原則として市場競争に委ね必要最小限の規制とすべきであり、現行の指定の基準値は適切との指摘(意見25)について」
等における	定電気通信	「(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意
規制の遵守	設備に関す	見27)について」
状況等の検	る検証	「現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている、グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべき
証		ではないとの指摘(意見28)について」に係る検証結果(案)
		≪弊社意見≫ 国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、近年の環境変化を踏まえると、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があって然るべきと考えます。
		これまで総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は642万加入(平成25年9月末))であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。加えて、「MNOでもあるMVNO」の存在は、周波数の割当を受けないMVNOの市場参入によりモバイル市場の活性化を促すという本来の目的にそぐわないどころか、国民共有の財産であり有限希少な周波数を二種指定事業者を中心とするグループ内で共有することから、モバイル市場の一層の寡占化を招くものです。
		こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるものと危惧します。
		よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の 措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。

検証総	吉果 案	意見			
2 NTT東西	(2)第二種				
等における	指定電気通	● 接続約款について、現行の届出制から認可制への移行			
規制の遵守	信設備に関	● 接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保)			
状況等の検	する検証	● 接続料算定時期に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消			
証		● アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供)			
		● 二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化			
		加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化す			
		る観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。			
		● 二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化			
		● 周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表			

検証約	 吉果案	意見				
2 NTT東西	(2)第二種	「(イ)ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場にお				
等における	指定電気通	いては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘(意見26)について」に係る検証結果(案)				
規制の遵守	信設備に関					
状況等の検	する検証	≪弊社意見≫				
証		モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとし				
		て、二種指定事業者の市場支配力がますます強大化しています。				
		加えて、二種指定事業者と自社のグループ企業が一体となった次の取り組みにより、MVNOの参入やモバイル市場の健全な発展を阻む動きがみられます。				
		● グループ企業のMNOに対する二種指定設備の優先的取扱いの恐れ				
		● グループ企業のMNOの設備の二種指定を回避しつつ、二種指定事業者がその設備を独占的に活用している恐れ				
		● 二種指定事業者とグループ企業のMNOとの間のターゲット市場の棲み分け(二種指定事業者の高い料金水準を維持しつつ、グループ企				
		業はMVNOと競合する低料金のサービスを展開)による当該グループの市場支配力の維持				
		このような状況が続くことになれば、MVNOの普及促進によるサービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失わ				
		れることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることになります。				
		以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、同一グループ内企業における事業者間取引の適正性・透明性につい				
		て詳細に検証するとともに、二種指定事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規				
		制することが必要と考えます。				

検証総	 吉果案	意見	
2 NTT東西	(3)禁止行為	「(ア)NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又	
等における	に関する検	は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について」	
規制の遵守	証	「(イ)上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘(意見32)につい	
状況等の検		て」に係る検証結果(案)	
証			
		≪弊社意見≫	
		NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えるだけでなく、NTTファイナンス殿を	
		通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合や、活用業務制度によるNTT東西殿の業務範囲の拡大など、自らの論理により実質的にグ	
		ループ連携を進めていることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持または強化すべきと考えます。	
		今回の検証結果案において、「NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない」	
		とされており、他方、NTT東西殿の加入光ファイバについては、これまで、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコ	
		スト・手続の両面において優位性を有している」とされています。加えて、そういった圧倒的な影響力を持つNTTドコモ殿とNTT東西殿を中心	
		たグループ連携が進められていることは、なし崩し的にグループ会社の再統合や、独占への回帰を図るものと危惧するところです。	
		よって、NTTグループに対する指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の現行規制については、引き続き維持するとともに、真に公正競争	
		環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要です。	
		また、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベース	
		として、二種指定事業者の市場支配力がますます強大化しているものと認識しております。加えて、二種指定事業者を含む企業グループは、モ	
		バイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な	
		発展が阻害されつつあります。	
		以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、二種指定事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグルー	
		プドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。	

検証総	· · · · ·	意見
2 NTT東西	(4)業務委託	「再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の
等における	先子会社等	監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について」に係る検証結果(案)
規制の遵守	監督の運用	
状況等の検	状況に関す	≪弊社意見≫
証	る検証	NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、NTTグループー体となった共同営
		業行為、NTTブランドによる優越的地位を乱用した営業活動、弊社サービスに関する不正確な説明によるサービス誘導といった事例がいまだに
		散見されます。
		よって、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に管理監督いただくこと
		に加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施するべきと考えます。また、NTT西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑
		問のあるところであり、不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。

検証総	吉果案	意見
2 NTT東西	(6)日本電信	「(ア)NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見
等における	電話株式会	52)について」に係る検証結果(案)
規制の遵守	社等に係る	
状況等の検	公正競争要	≪弊社意見≫
証	件の検証	NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えるだけでなく、NTTファイナンス殿を
		通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合や、活用業務制度によるNTT東西殿の業務範囲の拡大など、自らの論理によってグループ連
		携を進めており、このことは、電気通信市場におけるNTTシェアの高止まりの主因であると考えられます。
		その中で、NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金請求・回収業務の統合について、今回の検証結果案では、「本年6月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、日本電信電話株式会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した」、「これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない」とされていますが、今年度の総務省殿の検証における判断基準や考え方については、一切公表されていません。
		NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを強く要望いたします。

検証網	吉果案	意見
2 NTT東西	(6)日本電信	「(イ)活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について」に係る検証結果
等における	電話株式会	(案)
規制の遵守	社等に係る	
状況等の検	公正競争要	≪弊社意見≫
証	件の検証	現在のNTT東西殿の主カサービスのほとんどが活用業務を用いて提供されており、活用業務自体がNTT東西殿の圧倒的なシェア維持に貢
		献し、固定通信市場におけるNTTグループの市場支配力の拡大要因となっています。特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東
		│日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る │ │
		手続きについて、より一層の透明性・客観性の確保が求められます。
		ての中で、人間の検討な用では「NITT革気での振覧さかいだ」ファナスものではかい、はさんていまされていませば、これまで江田業改さ用いて提供さ
		その中で、今回の検証結果では、「NTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない」とされていますが、これまで活用業務を用いて提供さ
		れたサービスが市場に与える影響について、分析・検証がなされた形跡はありません。
		 よって、総務省殿における個々の活用業務に対する検証は、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始
		以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくこと
		を要望いたします。
		活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、認可制時代を含めた過去の個々の活用業務について、各種措置が適切に講じら
		れているか等を永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。

検証結果案	意見
その他	「ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB~J番号のIP電話サービスについて公の場で議論をすべき。(意見61)」に対す
	る考え方
	≪弊社意見≫
	ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB-J番号のIP電話サービスについては、総務省殿の「考え方61」において、
	「従来のOAB~J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであることから、競争条件を抜本的に変更するもの
	ではない」とされていますが、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が
	圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通
	信市場の健全な発展が損なわれるものと考えます。
	よって、本サービスが利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。

意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ 氏名 ソフトバンク BB 株式 会社

び右 ノンドハンツ DD 休式 云社 だいひょうとりしまりゃくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表 取締 役 社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9番 1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム 株式 会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし代表 取締役 社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル 株式 会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょうけんしーいーおー そん まさょし代表 取締役 社長兼 CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

政府の成長戦略である「日本再興戦略」「(平成25年6月閣議決定)においては、「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」として、「NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証」が必要とされています。

本検証は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(平成 24 年 5 月 総務省)にも記載されているとおり、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、「本制度」とします。)として、「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」を達成するため、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するものであると認識しています。具体的には、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」合同部会の最終取りまとめを基に平成 23 年に法令等が整備されましたが、当該法令等に定められた措置について、毎年度の継続的なチェックを行い、制度整備の実施後 3 年を目途に、その有効性及び適正性について包括的な検証を行うとしています。

従って、「2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」」(以下、「競争政策の見直し」とします。)にあたっては、各種定量的な指標での状況分析に加え、これまでの施策(NTT 東西に係る「機能分離」の実施や子会社等との一体経営への対応等を含む)が固定・移動体通信市場に対し、それぞれどのような効果を与えたかという観点から、今後の新たな対応について、十分に検討を重ねる必要があります。

なお、NTT グループは、営業収益 10 兆円を超える巨大企業グループであり、情報通信市場または関連市場において有力な地位を占めています。これらの会社が益々連携を強化することになれば、通信市場だけではなく、日本経済全体に大きな影響を与えることが懸念されるため、「競争政策の見直し」にあたっては、こうしたNTT グループの強大な市場支配力を十分に考慮すべきです。

次頁以降、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案) (以下、「本検証結果(案)」とします。)に対する弊社共の個別意見を述べさせて頂きます。

¹ 日本再興戦略(平成25年6月)

意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

検証結果(案)			意見
1 ブロードバン	(1)ブロードバンド普及	ア ブロードバンド基盤の整	本項目においては、基本的には数値が列挙されるに留まっているため、総務省殿
ド普及促進に	状況に関する検証	備率及び利用率に関する	においては、措置の必要性を判断することが可能なレベルまで要因分析や課題の整
係る取組状		検証	理等を行うことが必要と考えます。
況等に関す			基盤整備率について、平成25年9月末時点で、固定系ブロードバンドサービスは、
る検証			全国平均 99.4%、固定系超高速ブロードバンドサービスは全国平均 97.5%となってお
			り、本検証結果(案)1(2)アに記載されている「未整備地域における基盤の整備に関す
			る取組」等により一定の進展があったと考えます。
			一方、基盤利用率について、本検証結果(案)においては、「固定系超高速ブロード
			バンドサービスの基盤利用率については世帯数、移動系超高速ブロードバンドサービ
			スの基盤利用率については人口数をベースにしているため、単純な合算は困難であ
			るものの、超高速ブロードバンドサービス全体として、その利用が進展している」との
			評価を行っています。しかしながら、これは、3.9 世代携帯電話の普及により移動系超
			高速ブロードバンドの利用者が爆発的に増加(直近1年間で約2,500万回線)したこと
			に起因しているものです。そもそも、移動系データ通信と固定系超高速ブロードバンド
			は、両者の特性の違いから、状況・用途に合わせて使い分けられており、固定・移動
			の需要が完全に代替するケースは一部に限られることから、基盤利用率を評価する
			にあたっては、それぞれの市場において個々に評価すべきです。
			なお、超高速ブロードバンドの利用率向上には、「日本再興戦略」(平成25年6月閣
			議決定)にも記載のあるように行政サービスや医療・介護等、生活に密接な環境の
			ICT 化が有効であると考えますが、その仕組みは利用者にとって分かりやすく、使い
			やすいものであることが必要です。加えて、各分野における ICT 化を推進し、より大き
			な効果を創出するためには、共同のシステム構築や業務プロセスの統一化を図る必

検証結果(案)	意見
	要があり、各ステークホルダと連携して進めること等が重要と考えます。
	また、固定系ブロードバンドサービスについては、その基盤利用率が未だ基盤整備
	率との間に大きな乖離があり、その要因の分析及び課題(回線貸出形態・貸出条件・
	それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)についても整理等を行うべきで
	す。例えば、本検証結果(案)別添 1「NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数
	(都道府県別)」に関しては、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する
	実施細目 2013(案)」(以下、「競争評価実施細目(案)」とします。)に対する弊社共
	意見書でも述べさせて頂いたとおり、貸出回線数全体の数字だけでは、増加傾向を
	示す要因や用途の内訳等の分析には不十分です。従って、貸出回線率は勿論のこ
	と、主たる利用用途が異なるシングルスター方式とシェアドアクセス方式ごとに区別
	し、また、集合住宅、戸建住宅及びビジネス利用に区別した割合を算出した上で、他
	事業者が、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」とします。)殿及び西日本
	電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」とします。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」と
	します。)からどの程度回線提供を受け、超高速ブロードバンドサービスの提供を行っ
	ているのか等の実態を把握したうえで、精緻な分析を行って頂きたいと考えます。
	また、NTT 東西殿の加入光ファイバを利用したサービス競争の進展がないと明らか
	となった場合、「2014年に行われる「競争政策の見直し」」において、加入光ファイバの
	貸出ルールを見直す等、サービス競争促進に向けた対策を確実に実施して頂きたい
	と考えます。
	移動体データ通信サービスについては、既に契約数は 1 億 4 千万を超え、LTE や

検証結果(案)	意見
	WiMAX、AXGP等、新しい通信方式で高速通信が実現されています。加えて、3.9世代携帯電話の契約者数。が平成25年9月末に3,200万人を突破する等、各社の熾烈な競争により、世界に類を見ないスピードで普及が進んでいます。 その一方で、各社は年々倍増するトラヒックを処理する必要があり、通信を安定して提供するために、膨大な設備投資を行っているところです。従って、本件に係る検討を行う際は、このような日本における移動体データ通信ネットワークに関する状況を十分に踏まえ、設備投資インセンティブを損なうことのないようにすべきと考えます。

検証結果(案)		意見
	イ ブロードバンド市場環境に	(ア)契約数
	関する検証	本項目においては、「超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が一定程度進ん
		でいるものの、増加率については鈍化傾向」との評価がなされていますが、1(1)ア
		にて記載したとおり、固定系超高速ブロードバンドサービスについては、「増加率に
		ついて鈍化傾向」となっている要因の分析及び課題(回線貸出形態・貸出条件・そ
		れらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)を整理したうえで、課題解決に
		向けた措置を確実に実施して頂きたいと考えます。
		移動系超高速ブロードバンドサービスについては、上述のとおり、堅調に推移し
		ており、検討はこうした各社の状況を踏まえて行うべきです。
		(イ)提供事業者数及び(ウ)市場シェア
		本検証結果(案)によると、FTTH サービスの提供事業者数は、平成 25 年 9 月末
		時点で 241 社であり、「FTTHサービスの提供事業者数は増加」しているとの評価が
		なされています。しかしながら、そもそも 241 社の内訳としては、CATV 事業者や自
		治体の保有する IRU によるサービス提供等、地域限定での提供を行う事業者が多
		数であることから、一ユーザが選択可能な事業者数は依然として少なく、また主要
		事業者のシェアも大きな変動がないものと考えます。
		従って、本年度の競争評価実施細目では、「地域ブロックにおける超高速ブロー
		ドバンドサービスの競争状況の分析」が行われる予定となっていますが、実際にエ
		ンドユーザにFTTHサービスを提供している事業者数や1ユーザが選択可能な事業
		者数、料金等について、分析すべきです。また併せて、設備保有事業者と光ファイ
		バ貸出による FTTH サービスの提供事業者数やそのシェア比較等(例:回線借入事
		業者数〇社、FTTH サービスにおけるシェア〇%)も考慮に入れた検証も必要です。

検証結果(案)	意見
	なお、241 社もの提供事業者数が存在しながら、平成25年9月末において、未だ
	NTT 東西殿のシェアが 71.7%あることは、NTT 東西殿がいまだに圧倒的な市場支
	配力を有していることを示すものです。従って、本問題の要因を多角的に分析し、必
	要に応じ本質的な措置も検討が必要です。
	移動体データ通信サービスにおける提供事業者数については、「地域 WiMAX 事
	業者を除くと8者となっており、これら8者は3グループに集約されている」との評価
	がなされています。本年度の競争評価実施細目(案)に対する弊社共意見書でも述
	べさせて頂いたとおり、弊社共の場合は、2014年3月期より国際会計基準(IFRS)
	に基づく連結貸借対照表において、Wireless City Planning 株式会社殿及びイー・ア
	クセス株式会社殿を連結子会社としていますが、両社の株式を取得する際には、関
	係機関の指導に従い、種々の法規制や手続を適切に遵守した上で、各社が独立性
	を担保する形で契約を締結しています。また、実際の事業活動においても、各社独
	立したサービスを提供し、個別の企業努力により顧客獲得に努めているところで
	す。従って、市場の競争状況の分析においては、基本的には各事業者を個別の事
	業体として検討すべきです。
	また、何らかの基準を設け、企業グループの範囲を定義する際は、各グループが
	採用している会計基準が異なること等によって、グループ間で条件に差異が生じる
	ことのないよう、同一基準を用いて定義する必要があると考えます。なお、移動体デ
	一タ通信サービス市場におけるシェアについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	(以下、「NTTドコモ」とします。)殿が平成25年9月末において44.3% ² であり、未だ
	大きな市場支配力を有しています。従って、引き続き禁止行為規制の対象とすべき
	です。(詳細は 2(3)アにて後述)

検証結果(案)		意見
	ウ ブロードバンド利用環境に	(ア)利用者料金
	関する検証	本項目においては、データ定額通信料の割引サービス対象が特定の者・期間に
		限られ、一般の契約者に適用される通信料金そのものにはほぼ変化がないとの評
		価がなされています。しかしながら、利用者は自らの判断によって割引サービスを
		選択することができ、事業者としては、利用者に割引サービス適用の機会を公平に
		提供しております。
		定額プランにおける通信量の上限に関しては、通信速度が制限されない通信量
		の上限である 7GB/月と平均トラヒックとの間に乖離が見られるとの記載がなされ
		ていますが、定額制プランの料金は 7GB/月の利用代金として料金設定しているも
		のではなく、当初は通信量無制限として提供開始したものの、一部のヘビーユーザ
		が大半のトラヒックを占めている実態を受け、利用者間の不公平感を解消するため
		に通信量の上限を設けたものとなります。従って、定額制プランの料金が 7GB/月
		の利用代金であるというような誤解を招きかねない記載については修正頂きたいと
		考えます。
		また海外との料金比較という観点では、「電気通信サービスに係る内外価格差調
		査ー平成 24 年度調査結果ー」3の引用より、海外 6 都市と東京を比較した場合、ラ
		イトユーザでは東京が最も高い料金水準になることが記載されています。これは通
		信料金のみを対象に料金比較されたものですが、実際に利用者が支払う料金は、
		端末代金や割引サービス等が加味されたものであるため、必ずしも通信料金のみ
		の比較を以って東京の料金水準が高いと言い切れるものではないと考えます。加
		えて、主に電気通信事業者が行う設備投資等により、ユーザが得られる通信サー

³「電気通信サービスに係る内外価格差調査ー平成 24 年度調査結果ー」(平成 25 年 6 月) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html

検証結果(案)	意見
検証結果(案)	意見 ビスの品質においても、日本と大きな差があると考えられます。 実際、当該内外価格差調査自体にも「電気通信サービスに係る料金については、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ、様々な体系が存在し、利用形態により要する料金が異なること、同一国内でも地域間格差があり得ること、為替レートの変動に大きく影響を受けること等に留意が必要です。従って、本調査結果は指標の一つとして捉えることが適当」とあるように、本調査結果の一部を切り出してそのまま引用するのは適切ではなく、料金に関する評価にあたっては、そうした端末負担を含めた料金体系全般やユーザが受ける通信サービスの品質等の状況を俯瞰して頂くことを要望します。

検証結果(案)		意見
(2)関係主体の取組に関	イ 公正競争環境の整備に	(ウ)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し
する検証	関する取組	平成 26 年度に商用開始を予定している接続事業者向け光配線区画について
		は、NTT 東西殿のシステム開発費や分岐端末回線接続料の上昇等を考慮すると、
		既存の配線区画と比較した場合のコストメリットがないため、トライアル参加事業者
		も1社に留まっています。加えて、補完的措置のエントリーメニューについても、現時
		点で利用実績がありません。これらの施策は、新規参入等による競争促進という本
		来の目的に対し、有効に機能しないものと想定されることから、「競争政策の見直
		し」において、追加施策の検討が必要です。
		具体的には、加入光ファイバ接続料の算定の在り方について、耐用年数の見直
		し等のコスト検証による適性化を図るとともに、新規参入促進・需要喚起を目的とし
		て、新たなプライシングの導入やフレッツに係る機能の接続料設定(例えば、キャリ
		アズレート)等の検討を頂きたいと考えます。
		(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し
		「競争政策の見直し」においては、今後のユニバーサルサービスのあり方につい
		て、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の検討が行われるものと
		理解しています。
		現行のユニバーサルサービスのように、あまねく全国に電話サービスを維持する
		ことを目的とするものと、超高速ブロードバンドサービスのように未整備エリア解消
		に向けた対応を目的とするものでは、最善の対策が異なると考えられることから、
		例えば、実現方法や費用の補填方法等は分けて議論する必要があります。
		なお、電話サービスの維持に関しては、加入電話に相当する光 IP 電話の類型に
		関する電気通信事業法施行規則の一部改正4(平成25年6月)により、二重投資の

検証結り	果(案)	意見
		回避に資する環境整備がされたものと考えますが、二重投資の解消に伴うメタル回線の撤去の前提としては、現行のメタル回線と同等の競争環境を整備することが必
		須と考えます。

⁴ 電気通信事業法施行規則の一部改正(平成 25 年 6 月)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html

検証結果(案)		意見
	ウ ICT 利活用に関する取組	(ア)オープンデータ・ビッグデータの促進に関する取組み
	み	弊社共も、今後、ビッグデータの活用にさらに取り組んでいきたいと考えているた
		め、世界最先端 IT 国家創造宣言を受けたビッグデータの活用推進に向けて、パー
		ソナルデータを利用促進するための環境整備を行う取組みに賛同します。
		なお、本検証結果(案)に示される各種方策の他、現在、総務省殿において、電
		気通信事業者の保有する位置情報の利活用に向けた検討等もなされているところ
		ですが、ビッグデータ市場は、多くの有用なデータを保有する電気通信事業者にお
		いて、新たな事業分野となりうるため、電気通信事業者による利活用の推進という
		観点からも、引き続き利活用が可能となる環境整備に努めて頂きたいと考えます。
		(イ)医療分野における ICT 利活用の促進に関する取組み
		医療分野の ICT 利活用の促進については、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月閣
		議決定)においても、医療情報の利活用推進が掲げられているところです。
		当該戦略における「地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への
		普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど
		環境整備を行う」との記載に関して、今後さらに全国的に医療連携を加速していくた
		めには、まず、電子カルテにおける診察情報や投薬情報、病歴といった患者の情報
		についての利活用方針を、国として統一していくことが必要です。
		さらに、システム間連携をスムーズに、また低廉な料金で実現するためには、過
		剰な仕様とならないよう、より実質的な詳細仕様をまとめることが必要です。
		以上を踏まえ、より実効性を高める政策となるよう各省庁が連携を強め、推進し
		て頂きたいと考えます。

検証結果(案)		意見
	イ 指定の対象に関する検証	(ア) 市場環境等の変化を踏まえ、一種指定設備の対象を検証し、見直すべき、また、NGN等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見6、7)についてNTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」とします。)及び地域IP網、ひかり電話網等を始めとする現状の第一種指定電気通信設備については、本検証結果(案)の通り、「現在でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは71.7%(平成25年9月)、OAB~JIP電話におけるシェアも61.2%(平成25年9月、利用番号数ベース)の状況」にあり、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、これら設備について指定を継続するという検証結果(案)に賛同します。 (イ)加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性のないボトルネック設備であり、本検証結果(案)のとおり、「現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況」であること等を踏まえれば、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきとする本検証結果(案)に賛同します。

検証結果(案)	意見
ウ アンバンドル機能の対象 に関する検証	プロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆な NGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について 「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討する」とした本検証結果
	(案)に賛同します。 NTT-NGN は、NTT 東西殿自身が、「オープン」と「コラボレーション」をキーワードとして示し、「他事業者様のネットワークとオープンに接続するとともに、異業種・他業界の皆さまと協業して、新サービスや価値創造に取り組んでいきます」。と宣言しているとおり、多様な事業者が多様なサービスをNTT-NGN上で提供することで、サービス競争の活性化が期待されていました。しかしながら、現実にはNTT-NGNのオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。ブロードバンドの普及促進のためには、NTT-NGN上において多様なサービスやコンテンツの提供を促進し、利用者にとっての魅力的なサービスの提供や利便性の向上を行うことが重要です。そのためには、徹底的なNTT-NGNの機能のオープン化と低廉な利用料金設定を行うことが必要です。

⁵ NTT 東日本,NTT 西日本 「「NGN とは」NGN の特徴」

https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/ngn_about.html http://www.ntt-west.co.jp/ngn/about/

検証結果(案)			意見
検証結果(案)	その他	考え方19	意見 ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能であることについて、オープンな場での議論を開始すべき(意見19)について NTT殿が示されたONUの接続に係る課題に対し、関係事業者間において技術的課題の共有や整理が行われるべきであるとした総務省殿の考え方に賛同します。しかしながら、弊社共は数年前より、ONUの課題の整理を行うべく前向きかつ具体的な提案を行っているにも係らず、NTT東西殿からは、本制度の運用に関する再意見募集におけるNTT東西殿の再意見内容とほぼ同一の内容が毎回回答されるのみであり、弊社の質問や提案内容と噛み合っておらず、具体的な「技術的課題」の共有へは至っておりません。弊社共はNTT東西殿に「技術的課題」の解決に向けた協議を継続してお願いするとともに、総務省殿としては協議の前進のために、引き続き必要な措置を行って頂きたいと考えます。 なお、ONU 一体型の提供のための協議については、今後も引き続きNTT東西殿
(2)第二種指定電気通信 設備に関する検証	ア指定要件に	:関する検証	(によって推進されるよう注視頂きたいと考えます。) 第一種指定電気通信設備制度は、ボトルネック設備に起因し、その市場支配力に着目している一方で、第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目しており、こうした市場支配力の行使を抑止し、公正な競争環境を整備するために設けられた制度と認識しています。 本項目においては、モバイル市場の今後の規制の在り方について、「競争政策の見直し」がなされることが明記されていますが、今後の規制の在り方を議論する際は、非対称規制である第二種指定電気通信設備制度の、「競争促進の目的を念頭に市場に

検証結果(案)		意見
		おいて真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑える」という本来の趣旨を踏まえた上で、十分に議論がなされるべきです。 加えて、電気通信事業法施行規則の一部改正(平成24年6月総務省)により、第
		二種指定設備制度に係る指定の閾値が端末シェア 25%から 10%に引き下げられましたが、平成 24 年 3 月 22 日付けにて弊社より提出いたしました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書や審議会での有識者のご発言にもある通り、当該指定基準については論拠に合理性が認められないものです。「競争政策の見直し」においては、こうした結論ありきの議論・判断ではなく、十分な論拠に基づいた判
	イ 指定の対象に関する検証	断を行って頂きたいと考えます。 現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている。グローバルな MVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではないとの指摘(意見28)について 多様な市場競争環境の整備のために、MVNOの一層の市場参入や進展を促す ことについて賛同します。現在の市場においても、接続型 MVNO だけでなく MNO と 連携することで多種多様な形態の MVNO がサービス提供できる環境を構築してお り、弊社ネットワーク利用している MVNO 契約者数、事業者数も、共に増加の一途を辿っています。なお、接続型を含む MVNO 参入検討事業者に対しては、弊社は今 後も真摯に対応を行って参ります。

検証結果(案)			意見
	その他	(意見27)	MVNOの参入促進策として、これまで講じた措置を検証するとともに、SIMロック解除ガイドラインの厳正化等をすべきとの指摘(意見27)について本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に対する総務省殿考え方において、「同ガイドラインの見直し~(略)~携帯電話市場を取り巻く環境変化について多角的に検討する必要がある。」と記載があります。現在、3.9 世代移動通信システムの普及等の環境変化が起こっているものの、音声通話については、未だ会社によって方式が異なる第3 世代移動通信システムでの提供となっており、加えて利用周波数帯においても各社に違いがみられる等、SIMロック解除をめぐる現状として、現市場全体で機能する環境が必ずしも整っているとはいえないと考えます。さらに、上記差異に加えて、各事業者が提供する携帯電話端末の多くは、当該事業者への提供を目的に個別に最適化されたものとなっていることや、SIMロック解除を利用して回線を別で契約する場合と、回線と端末をセットで契約する場合とでは保守範囲も異なる等も勘案すると、当該事業者により SIMロック解除された端末がどの電気通信事業者においても解除前と同様の状態で自由に使えるとは限らず、多くの利用者に対し混乱を招く可能性が高いと懸念しています。また、複数キャリアでの利用を前提に、メーカ自身が利用者に対し直接 SIMフリー端末を提供するケースも存在し、直近では iPhone や Nexus 等でもこの形態で販売が行われています。本課題の検討にあたっては、これらの端末提供状況や利用者の理解度等も考慮した上、多面的かつ十分に議論すべきです。

検証結果(案	<u>:</u>)	意見
(3)禁止行為に関する検	ア 第二種指定電気通信設備	NTTドコモ殿に対する禁止行為規制については、「ブロードバンド普及促進のための
証	に係る禁止行為規制の適	環境整備の在り方 答申」(平成23年12月20日 総務省)において、以下の理由から、
	用事業者の指定要件に関	「直ちに現行の規制内容を見直すことが必要とまではいえない」と整理されています。
	する検証	・ NTTドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者
		等との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁
		止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要
		・ 激しい変化の過程にあるモバイル市場において、禁止行為規制を緩和し
		た場合に公正競争環境を損なうおそれがないとはいえない
		上記答申時の平成 23 年 12 月時点での移動体市場における NTT ドコモ殿のシェア
		は 45.9% であったのに対し、直近(平成 25 年 9 月末)は 44.3% と、大きな変化は認め
		られないこと、また「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」(平成 25 年 9
		月 総務省)にも記載がある通り、移動系データ通信市場及び移動系音声通信市場に
		おいて NTT ドコモ殿のシェアは高く、「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると
		評価されていることからも、引き続き、NTTドコモ殿は禁止行為規制の対象とすべきで
		す。
		また、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を
		受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指
		定に当たっての基本的考え方」(平成 24 年 4 月 27 日 総務省)においては、「一定期
		間継続して 25%を超え 40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場
		合」、電気通信事業者の市場シェアが 1 位の事業者は、諸要因(事業規模、市場への
		影響力・ブランドカ、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在等)を勘案したうえ

⁶ 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 23 年度第 3 四半期(12 月末))(平成 24 年 3 月 28 日 総務省) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000033.html

検証結果(案)				意見	
		で、市場支配力	の可否を判断するとされ	れています。当該諸要因]等を勘案しても、NTTド
		コモ殿は引き続	き禁止行為規制の対象	になるものと考えます。	
		一例として、記	諸要因の一つである事業	業規模について、KDDI 原	殿は持株会社機能や固
		定通信業等も含	なめた数値であるため、	一概に比較は出来ませ	んが、NTTドコモ殿は同
		じ移動通信分野	ずのソフトバンクモバイル	と比すると、資本金は終	的 5.4 倍、営業収益は約
		2 倍、従業員数は約 1.5 倍と、全項目において大きく数値を上回っている状況であるこ			
		と等、通信市場	の状況を勘案すれば、N	NTTドコモ殿の事業規模	莫が大きいことは明らか
		です。			
		[事業規模(資	資本金、収益、従業員 数		
			NTT ドコモ ⁷ ^(単体)	<u>KDDI</u> 8 <u>(</u> 移動体事業以外も含む単 <u>体)</u>	ソフトバンク モバイル ⁹ (単体)
		資本金	約 9,497 億円	約 1,419 億円	約 1,773 億円
		営業収益	約4兆5,098億円	約3兆3,661億円	約2兆3,154億円
		従業員数	10,903 名	11,231 名	7,377 名
(4)業務委託先子会社等監	督の運用状況に関する検証	再委託先につい	ハても監督対象とするな	ど業務委託先子会社等	いまた かままた かままた かままた かままた ままま かままた ままま ちょう ままま ままま ままま ままま ままま ままままままままままま
		公正な競争環境	境を確保することが必要	、又は、NTT東西の監	督対象子会社において
		禁止行為規制	に係る問題は生じていた	いとの指摘(意見44、	45)について

⁷ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 第 22 期(2013 年 3 月期)有価証券報告書を基に各項目を記載 https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/report/fy2012/yuho fy2012.pdf

http://www.kddi.com/corporate/ir/library/yuka_shoken/pdf/yuho_2013.pdf

http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/security_reports/pdf/2014/softbank_securities_2014_002.pdf

⁸ KDDI 株式会社 第 29 期(2013 年 3 月期)有価証券報告書を基に各項目を記載

⁹ ソフトバンク株式会社 四半期報告書(第34期第2四半期)を基に各項目を記載

	検証結果(案)	意見		
		平成 23 年の電気通信事業法改正において、第一種指定電気通信事業者に対		
		し、業務委託先子会社等への監督義務が課されました。		
		しかしながら、その後第一種指定電気通信事業者である NTT 東西殿を含む NTT		
		グループ各社は、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」とします。)		
		殿を通じることで、請求・収納を統合しました。こうした行為はNTT東西殿が行ってい		
		た請求・収納業務を切り離しただけのものであり、当然、監督義務対象とされるべき		
		ですが、NTT 持株殿の子会社を利用していることから当該規制を免れたものです。		
		このため、本施策については、平成 24 年 3 月 23 日付けで、NTT 東西を含む NTT		
		グループ各社並びに NTT ファイナンス殿に対し、行政指導が出される事態となって		
		います。		
		従って、こうした法律の想定していない事例について対応するため、今後は第一		
		種指定電気通信事業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の		
		親会社及びその子会社等を含めるよう検討すべきです。		
(5)	機能分離の運用状況に関する検証	平成23年の電気通信事業法等の改正に係る「NTT東西の組織形態の在り方」の		
		議論においては、「資本分離」、「構造分離」、「機能分離」の3案が検討 10されまし		
		<i>t</i> =.		
		検討の結果、「サービス競争については、ボトルネック設備保有部門とそれ以外		
		の部門とのファイアウォールが徹底されるほど、公正競争条件が厳密に確保され、		
		サービス競争は進展する」ものであるが、「NTT 株主への影響」や「実現のための時		
		間、コスト」を踏まえ、「機能分離」が採用されることとなったものと認識しています。		
		「機能分離」導入後、FTTH 市場におけるサービス競争の進展、市場の拡大が期		

検証結果(案)	意見
	待されましたが、導入された時点(平成 23 年 12 月末)で 74.5% あった NTT 東西の契
	約数シェアが、現時点(平成 25 年 9 月末)で 71.7%と競争が進展したとはいえませ
	ん。また、FTTHサービス提供事業者のほとんどが設備保有事業者という状況です。
	このようにサービス競争が十分に進展していない根本的な問題は、NTT 東西殿
	が、自社グループの利益のみを優先し、他社も含めて設備利用を促進するインセン
	ティブが十分に確保されていない構造、組織形態になっていることです。
	これを踏まえると、更なる公正競争促進策である、「資本分離」、「構造分離」を
	「NTT 株主への影響」や「実現のための時間、コスト」を最小限に留める形で実現で
	きるよう、十分に検討すべきです。
	また、現在導入されている機能分離については、本制度の運用に関する意見募
	集及び再意見募集に対する総務省殿考え方において、「事業法第31条第5項の規
	定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、(中略)公
	にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ
	れがあると認められる情報を除き、全てを公表している」ため、外部からの客観的な
	検証可能性を担保していると評価されています。しかしながら、そもそも社内機関で
	の監視・調査等は、独立性・中立性が不十分であり、規制を遵守するためのインセ
	ンティブについても、その効果が限定的となってしまいます。これらの確保のために
	は、現状設置されている監視部門に加え、第三者による評価委員会の設置し、適切
	に検証を行うことが必要です。
	なお、支配的事業者に対する第三者による評価委員会の設置は、通信分野も含
	め数多く採用されているところです。(英国 BT における EAB、スカパーJSAT 株式会
	社におけるプラットフォームガイドラインに関する委員会等)

検証結果(案)	意見
(6)日本電信電話株式会社 本検記	結果(案) (ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなさ
等に係る公正競争要件の	れることがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について
検証	2(4)に記載したとおり、NTT 東西殿を含む NTT グループ各社による、NTT ファイ
	ナンス殿を通じた請求・収納の統合については、業務委託先子会社等への監督義
	務の対象が子会社に限定されていたため、結果として当該規制を潜脱することとな
	り、行政指導に至ってしまった事例です。このため、今後は第一種指定電気通信事
	業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の親会社及びその子会
	社等を含めるべきです。
	また、併せて、外部検証性の確保、規制遵守インセンティブの確保等の観点から
	も、当該類似行為については、2(5)に記載したとおり、第三者機関に監視させること
	も検討頂きたいと考えます。
	(イ)活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃
	止すべきとの指摘(意見55)について
	NTT-NGN上におけるひかり電話は、競争事業者が、NTT東西設備利用部門と同
	等の条件でサービス提供ができません。これは、活用業務の認可時点で、競争事業
	者は物理アンバンドルされた光ファイバ等を活用することで、ひかり電話同等サービ
	ス等を提供するという想定に基づいていたものの、結果として、現在は第一種指定
	電機通信設備であるNTT-NGN自体を活用することで、サービス提供を行うことが主
	流となっていることに起因します。
	当該事例を含め、現在活用業務として届出がなされているものの多くが
	NTT-NGNを活用したサービスであることから、NTT-NGN上で競争事業者が同じサ
	一ビスが同等の条件で提供が出来るかどうかについても活用業務を提供する際の

検証結果(案)			意見
			判断基準に追加すべきです。
			また、NTT東西殿の活用業務申請時において、総務省殿が「上述の範囲内で営
			まれることについて確認」が出来ていたとしても、めまぐるしく競争環境が変化する
			ICT分野においては、本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集にて、各事
			業者からも意見があったとおり、過去にNTT東西殿が申請した複数の活用業務につ
			いても公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないか改めて検証を行う必要が
			あると考えます。
			なお、活用業務の検証により公正競争上の問題が確認できた場合は、ボトルネッ
			ク設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的
			に解決することが必要です。
	その他	(意見55)	「NTT」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるた
			め、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきとの指摘につ
			いて
			ブランドカの競争への影響については、諸外国においても NTT 殿と同様の市場
			支配的事業者の再編問題等に絡めて、必ず議論になる重要な論点です。
			英国においては、BTのボトルネック設備を保有する設備管理部門と設備利用部
			門を明確に分離した上で、設備管理部門については、「Openreach」としてブランドを
			分離することで、アクセス網に対する消費者への信頼がドミナント事業者の他レイ
			ヤの活動へ波及することを防止しています。
			わが国においては、固定通信と移動体通信の連携・融合や NTT グループのグル
			ープ連携に伴う上位レイヤへの進出が本格化しつつある中、NTT ブランドの相乗的
			効果が公正競争に与える影響は無視できないものとなっていることから、上述の事
			例等も踏まえ、「競争政策の見直し」において、NTT グループの業務統合や連携に

t.	· 金証結果(案)	意見
		ついて検証を行う際は、ブランドが消費者に与える影響等について消費者アンケートを実施する等した上で、ブランド分離に向けた検討を行う必要があると考えます。
	(意見57)	「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、NT T東西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られるため、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべきとの指摘について 弊社共が本制度の意見募集において意見したとおり、広告物にオプティキャスト殿の名称を明記したとしても、その表記に比して大きい「NTT」のロゴマークや「NTT 東日本」等の表示がある場合、ユーザからは NTT 東西殿がオプティキャスト殿の提供役務を含めて提供しているように見えるのが自然であると考えます。 NTT 東西殿が主張されるとおり、誤認がないように明記したとしても、それだけで誤認の問題が解決するものではなく、消費者がどのように認識しているかが争点であるため、「競争政策の見直し」においては、アンケート等の手段により実態の調査・検証を行うことも検討すべきです。また、結果として誤認が解消しない場合は、NTT 東西殿等に誤認を生じさせない周知や表記への修正等の措置を講じて頂きたいと考えます。

以上

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住所東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 KDDI株式会社

たいひょうとりしまりゃくしゃちょう たなか たかし 代表 取締役 社長 田中 孝司

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証結果案	項目	当社意見案
はじめに		技術革新のスピードが速い情報通信分野では、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、通信ネットワークインフラは、文字通り国民
		生活や経済成長の基盤としての重要な役割を担ってきました。
		今後は、さらにスマートフォンやウェアラブル等、端末・デバイスの多様化が進み、モジュールがあらゆるシーン、製品に組み込まれ、M2M やセ
		キュリティ、家電といった他の分野と ICT が連携・協業し、これまでにはない新しいコミュニケーションスタイルや社会環境が創造される時代とな
		ることが想定されます。
		このような時代を迎えるにあたっては、事業者の創意工夫を阻む壁を取り除いていくことが重要であり、例えば医療や教育、行政等、様々
		な分野において規制改革を実行していくことが必要と考えます。そうすることで、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を掘り起こし、
		新しい市場が形成されていくと考えます。
		電気通信分野においても日本経済の更なる成長、国民利便の更なる向上に向け、現在の市場環境を踏まえつつ、将来の国民生活や
		産業活性化を見据えた公正競争ルールを整備していくことが必要と考えます。現在、「日本再興戦略」において、世界最高レベルのインフラ
		の整備が掲げられたところですが、それを実現するにあたっては、電気通信事業法の目的である「公正な競争を促進することにより、国民の
		利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」を踏まえ、中長期的に持続可能な設備競争を通じ、世界との調和のとれた形で、インフラ
		の強靭化やサービスの高度化を図っていくことが重要と考えます。新しい時代になっても、その重要性に変化はなく、公正競争環境の下、多
		様な事業者によりお客様に低廉な料金と革新的なサービスといった「利益」が国民に還元されることが必要と考えます。
		現状の市場環境に目を向けると、スマートフォンの急激な普及に伴い、サービス利用面でも SNS ベースのコミュニケーション、多彩なアプリ
		といった大きな変化が見られ、OTT と呼ばれる上位レイヤーのプレイヤーの存在感が増しています。一方、トラヒック面からみれば、ネット上の
		リッチコンテンツ化に伴い、モバイルインターネットを中心にトラヒック急増の問題に直面しております。これは、単にインフラの重要性が固定から
		モバイルに移行したのではなく、モバイルキャリアの基地局整備・増強の観点や、各家庭でのモバイルトラヒックのオフロード対策の観点で、固
		定ブロードバンドアクセスの重要性も一層高まっています。上位レイヤーでのサービスを支えるこうしたインフラ面でのボトルネック性や、ネットワ
		ークサービス面での市場支配力は、固定・移動ともに新たな時代においても市場の活性化を大きく左右する要因となります。実際、固定通
		信分野では、NTT 東・西が、モバイル分野では NTT ドコモが、両市場におけるドミナント事業者としてそれぞれ高いシェア(FTTH 市場にお
		ける NTT 東・西契約者数シェア: 71.7%、モバイル市場における NTT ドコモの契約者数シェア:44.3%(「電気通信サービスの契約数
		及びシェアに関する四半期データの公表(平成 25 年度第 2 四半期(9 月末))」)) を占め、依然として旧国営の NTT グループが
		圧倒的な市場支配力を有し続けている状況に変わりがないことを示していると考えます。

1 -ド促係組等す証ブバ普進る状にるロン及に取況関検	(1) ブロ ードバンド普 及状況に関 する検証	整備率、利用率に関する検証	接続ルールや禁止行為規制等の非対象規制は、通信自由化以降、総務省殿の不断の取組みにより整備され、相当程度の効果を上げてきました。一方で、NTT 再編成(分離・分割)が当時の持株体制導入によって徹底されなかったことによる競争阻害の弊害を除去する必要性は現在に至っても差し迫った問題として残っており、禁止行為規制をはじめとする公正競争ルールは、NTT がグループ内外で様々な形で連携強化を進めている現在、その重要性はむしろ増していると考えます。不当な差別的取扱いを防止するといった現行ルールの枠内で、既に NTT はグループ全体で総力を挙げ活動領域を拡大しつつある現状を踏まえた上で、上記のような電気通信事業法の目的や禁止行為規制等の非対称規制導入の意義を形骸化させることのないよう、競争政策見直しの検討を進めて頂きたいと考えます。 1985 年の通信自由化以降、公社が独占していた通信インフラを民間に開放し、NTT と新規参入事業者との間で適正かつ公正な競争が行われるよう累次の公正競争ルールが整備されてきました。こうした制度の枠組みが一定程度機能したことにより、NTT 各社と競争事業者との間で競争が進み、高度なサービスが普及し、日本のプロードバンド基盤の整備、利用が着実に進んでいると認識しております。しかしながら、電気通信分野における競争状況を見てみると、固定通信分野では NTT 東・西の FTTH 契約者数シェアが 71.7%、モバイル分野では、NTT ドコモの契約者数シェアが 44.3%(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 25年度第2四半期(9月末)))と突出したシェアを占め、さらに公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸に、固定、モバイル両市場において、NTT グループが圧倒的な市場支配力を有しつづけている状況は、主要先進国の中でも特異であり、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。したがって、NTT グループに対する禁止行為規制や機能分離といった現行の非対称規制を緩和する状況にはないと考えます。
		市場シェア、設備シェアに関する検証	前述のとおり、固定通信分野では NTT 東・西の FTTH 契約者数シェアが 71.7%、モバイル分野では、NTT ドコモの契約者数シェアが 44.3%と突出シェアを占め、さらに公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸に、固定、モバイル両市場において、NTT グループが圧倒的な市場支配力を有しつづけており、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。したがって、NTT グループに対する禁止行為規制や機能分離といった現行の非対称規制を緩和する状況にはないと考えます。

(2)	関係
主体の	取組
に関す	⁻ る検
証	

利用環境に関する検証(利用者料金、スタックテスト等)

〇利用者料金

「「電気通信サービスに係る内外価格差調査 - 平成 24 年度調査結果 - 」(平成 25 年 6 月公表)」においては、(中略)携帯電話の音声・メール・データ利用については、調査対象事業者のスマートフォンユーザについて、一般ユーザでは東京は3 番目に高い水準にあり、ライトユーザでは東京は最も高い水準にあると評価している。」とありますが、携帯電話の利用環境は、ネットワーク整備状況や品質等によって、お客様の利用実態が大きく異なることから、安易な料金比較だけでの評価では適正性を欠いていると考えます。海外の通信事情と比較するのであれば、例えば、各国における端末や通信サービスに係る割引・キャンペーンや携帯電話の使い方等を十分考慮する必要があると考えます。

OMVNO

多様な事業者がMVNOとなって市場参入することによって、通信市場における競争は活発化しており、SIMカードの提供のみならず、独自開発のスマートフォンによる低料金プランの提供など、お客様の選択肢は格段に広がっていると認識しています。さらに、カーナビゲーションやホームセキュリティ、運行管理等、他業界における強みを活かした付加価値の高いサービスを提供する MVNO も数多く存在しています。このように、MVNO は MNO とは異なるビジネスモデル(価格帯や販売チャネル等)により、多様なニーズに応じた様々な形態のサービスを提供する等、通信市場は着実に活性化しており、これまでのルールが十分に機能してきたと考えます。弊社としては、M2Mを含め ICT 利活用の更なる促進に向け、他業界の幅広いビジネスパートナーが MVNO としてそれぞれの強みを活かした付加価値の高い創造的なサービスを提供することをサポートできるよう信頼性の高いネットワーク構築に努めていく所存です。

○利用者料金と接続料の関係

接続事業者がシェアドアクセス方式の光ファイバサービスを提供していくにあたっては、NTT 東・西接続料として、OLT、局内光スプリッタ、 光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工 事費といったコストが発生することになります。

最初の1回線目で発生するOLT、局内光スプリッタ、光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費の接続料の合計コストは、32分岐単位の貸し出しで、NTT 東日本で5,080円、NTT 西日本で5,360円、8分岐単位の貸し出しでも、NTT 東日本で3,336円、NTT 西日本で3,411円(いずれも平成25年度接続料、タイプ1-2の場合)であり、キャンペーン割引が常態化したNTT東・西のFTTHサービス料金を考えれば、ゼロから顧客を獲得していく必要がある接続事業者にとっては、新規参入が困難な接続料水準です。さらに、参入したとしてもNTT東・西は、線路敷設基盤や顧客基盤を公社時代から引き継いでおり、先述の

とおりゼロから顧客を獲得する必要がある接続事業者との間には営業面や設備構築面で大きな差が存在します。そのため、NTT 東・西との間における公正競争環境が担保されていないと考えます。

また、当該1芯を開通させる工事費についても、最初に測定された作業時間が数年間一度も見直されておらず、工事費の変動は、実質的に接続約款に規定された作業単金の変動によってのみしか起こっていない状況です。これでは、作業の効率化等があっても工事費に適切に反映されておらず、高止まりしたままの工事費が設定されている可能性があります。

このような状況では、FTTH 市場における競争が促進されず、メタルから光ファイバへのマイグレーションを妨げることになることに加え、日本再興戦略で掲げられている、圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備が遅れ、結果としてユーザ利便の向上につながらないと考えます。

したがって、引き続き現行のシングルスターやシェアドアクセス方式の接続料や光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工事費といった光ファイバに係る各種接続料の低廉化傾向を着実に維持していくことが必要と考えます。

(参考)NTT 東・西 FTTH サービスの料金(平成 25 年 12 月末時点)※ISP 料金除く

NTT 東日本: 3,500円(フレッツ光ネクスト、思いっきり割、にねん割、フレッツ光マンスリーポイント)

NTT 西日本: 3,610円(フレッツ光ネクスト、どーんと割(1~2年目))

2	(1)第一	・指定要件に関	第一種指定電気通信設備の指定要件について、総務省の考え方にあるとおり、現行どおり、ネガティブリスト方式の採用とメタル・光の種
NTT 東	種指定電気	する検証	別を区別せずに一種指定設備として指定することは合理的と考えます。
西等に	通信設備に	・指定対象に関	第一種指定電気通信設備の指定対象について、NTT 東・西は、公社時代からの顧客基盤やボトルネック設備を継承しており、現時点
おける	関する検証	する検証	においても NTT 東・西の契約者数シェアは、光ファイバで 71.7%、0 ABJ-IP 電話で 61.2%(「電気通信サービスの契約者数及びシェ
規制の			アに関する四半期データ(平成 25 年度第 2 四半期(9月末))」)、加入者回線数に占める NTT 東・西のシェアは 84.5%(「平
遵守状			成 24 年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」)と他事業者を圧倒し、公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基
況等の			盤、ブランドカ等の高い総合的な事業能力を軸に NTT は市場支配力を有し続けている状況にあることから、NGN や加入光ファイバを引き
検証			続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えます。
		・アンバンドル機	NGNをはじめとするIP通信網は、ボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があり、引き続き第一種
		能の対象	指定電気通信設備に指定とすべきと考えます。
			ボトルネック設備はいつでも事業者が使用できる状況にしておかなければ競争を担保できなくなるおそれがあるため、各種機能における利
			用の有無にかかわらず、現在、規定されているアンバンドル機能については引き続き維持すべきと考えます。
		その他	〇利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保
			機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や
			指標が充分とは言えないと考えます。
			同等性の検証については、手続きが接続約款に準じているか否かの検証のみならず、開通業務に従事する要員が同等に配置されてい
			るか否か、設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考
			えます。
			○コロケーション、中継ダークファイバ等の設備不足の解消
			競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等に空きが
			ない等の理由により、長期間利用できない状況が未だに生じているところです。
			NTT 東・西に対しては、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付ける
			こととされ、すでに実施されているところですが、利用できない状況の抜本的な解決策にはなっていないため、長期間 D ランク(利用不可)

		となっている収容局ビルについて、今後の接続事業者の要望や需要も考慮し、NTT 東・西と接続事業者が同等に利用できるよう設備確
		保に配慮するなど、NTT 東・西は措置を講じるべきと考えます。また、上述のとおり、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で、同じタ
		イミングで同じ情報を取得できているか等について検証が必要と考えます。
		〇光配線区画の適正化、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善
		光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1 光配線区画における局外スプリッタの
		適正設置が重要な要素となります。
		1 光配線区画あたりの世帯数の適正化については、平成 24 年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは
		別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性
		が示されたところです。
		現在、NTT 東・西の公開情報には、「収用局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新の H25 年 9 月末時点
		の1光配線区間あたりの加入電話等敷設数は、NTT 東日本で約58、NTT 西日本で約37となっておりますが、加入電話等敷設数に
		は、シェアドアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考える
		べきではありません。弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT 東日本で約 31 世帯、NTT 西
		日本で約 24 世帯程度であり、NTT 東・西が主張する平均 50 世帯、40 世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識
		すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光
		信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。
		また、局外スプリッタの不適切な設置によって接続事業者が不利益を被らないように、1 光配線区画に1 局外スプリッタ設置の運用を徹
		底することが必要です。
(2)第二	・指定要件に関	モバイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であるとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限
種指定電気	する検証	の規制のみ導入すべきであり、今後も自由な競争を通じたサービス改善によるユーザ利便の向上を図っていくべきと考えます。
通信設備に	・指定対象に関	なお、現行の第二種指定電気通信設備制度は、検証結果案に示されているとおり、電波の有限希少性等により新規参入が困難なモ
関する検証	する検証	バイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な
		差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制と
		して設けられたものであると理解しています。
<u>I</u>		

1	T	
(3)禁止	・二種指定に係	禁止行為規制は、市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として導入されたものであり、事業規模やブランド力といった総
行為に関す	る禁止行為の指	合的な事業能力を考慮し、対象を指定する必要があると考えます。
る検証	定要件	NTT ドコモは、6,177 万の加入者数(2013 年 9 月末時点、NTT 持株 IR 資料より)を有し、今もなおその規模を伸ばしていること
		に加え、市場シェアの4割を長期に渡って維持しています。さらに、固定通信分野や ISP 分野でも圧倒的なシェアを持つ NTT 東・西、NTT
		コム等を傘下に抱える NTT 持株の一員であり、公社の流れをくむ「NTT」ブランドを保持している等、圧倒的に高い総合的な事業能力を
		有していることに鑑みれば、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。
		そのような状況の中で、仮に NTT ドコモのみ禁止行為が外れた場合でも、例えば、6,177 万人ユーザを抱える NTT ドコモと FTTH で
		┃ 1,767 回線(2013 年 9 月末時点、NTT 持株 IR 資料より)を保有する NTT 東・西との排他的連携が NTT ドコモ側の施策として可
		│ │ 能となり、固定・移動相互の支配力をレバレッジとして、グループ一体性の強化を図ることが想定されます。この場合、これまでの競争が大き
		│ │〈後退し、独占回帰につながるため、共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止する現行の禁止行為規制の厳格な運用が必要と考え
		」 ます。
	・指定設備制度	NTT 東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社による NTT ドコモの商品の販売(併売)については、そ
	における禁止行	れぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われないとしても固定と移動の実質的に排他的な一体営業であることから、電気通信
	為規制の運用	 事業法第 30 条第 3 項第 2 号に該当する行為と考えます。加えて、1992 年の NTT ドコモ分離や、1999 年の NTT 再編成時に完全
	 状況	 資本分離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯に照らせば、NTT 東・西子会社が NTT ドコ
		│ │ モ商品を販売する行為自体、独立した営業部門の設置やグループ間における顧客情報の排他的取扱い等の禁止といった公正な競争を
		│ │ 促進するためにこれまで講じられてきた NTT 再編成の趣旨に反していると考えます。以上を踏まえれば、県域等子会社による NTT ドコモの
		 商品・サービスの取り扱いは直ちに禁止する必要があると考えます。

	·特定関係事業	県域等子会社によるドコモショップ兼営等による一体的な営業活動は、上述のように禁止行為規制に該当している行為と考えます。
	者制度に係る運	NTT ファイナンスによる統合請求は、消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されたところですが、
	用状況	NTT 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨に照らせば、本来はそれらに反した行為と考えます。
		特定関係事業者は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと
		考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設ける趣旨であると理解しています。しかしな
		がら、特定関係事業者の指定対象は、「現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。」、「電気通
		信事業者ではない NTT ファイナンスについては、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」とさ
		れています。
		上述のような、子会社や NTT グループ内の非電気通信事業者を活用し、禁止行為等規制に反するグループ一体化の動き等、事業法
		を潜脱し、特定関係事業者制度創設当初には想定し得なかった行為が出てきていることを踏まえると、現状 NTT コミュニケーションズを指
		定しているだけでは公正競争環境を十分に担保できない可能性があります。このため、特定関係事業者の指定対象を見直し、非電気通
		信事業者に電気通信業務に関する業務を委託する場合や、NTT東・西の子会社やNTTグループ内の非電気通信事業者を活用して実
		質的に NTT グループ各社が排他的に連携する場合等を考慮し、NTT 東・西と密接に関係している事業者として、NTT ドコモや電気通信
		事業者ではないが NTT グループの電気通信事業者の請求業務を一手に引き受けている NTT ファイナンス等を指定対象に加えるといった
		ことを競争政策見直しの場で検討すべきと考えます。
(4)業務		機能分離及び子会社監督規制導入の趣旨は、NTT 東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や競争事業者の手続きと
委託先子会		NTT 東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社における NTT 東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や
社等監督の		差別的な取り扱いの防止の徹底といった接続関連情報の厳格な管理によって、公正な競争環境を担保することにあると理解しています。
運用状況に		しかしながら、au ひかりマンションが導入された複数の物件において、NTT 西日本の販売代理店による当社 au ひかりマンション機器の
関する検証		電源ケーブルが抜去される事案(以下、本事案)が2013年12月に新聞等で報道されたところです。報道によると、本事案は、当社au
(5)機能		ひかりユーザに限定されて行われています。
分離の運用		これは、NTT 西日本において接続情報が厳格に管理されておらず、接続情報が設備部門以外の部門ひいては当該部門を通じて当該
状況に関す		情報が販売代理店に渡っている可能性を否定できません。NTT 西日本においては、過去、接続情報の目的外利用が発覚し、業務改善
る検証		命令を受けたにもかかわらず、今回のような不正行為が発生したことを踏まえると、未だ法令遵守が徹底されていないと言わざるを得ません。
		今回の検証結果案において、「NTT 東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の

		適正な管理運用ができることを要件としているとともに、NTT 東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為規制に抵触又
		は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。」とありますが、禁止行為規制や、機能
		分離及び子会社監督規制を逸脱する、或いは逸脱の疑いがあるような行為が度々発生していることを踏まえると、総務省においては、
		NTT東・西による報告だけで「規制は遵守されている」と判断するのではなく事情聴取や立ち入り検査を行う等、厳格な検証をすべきと考え
		ます。また、NTT 東日本においても本事案と同様或いは類似の事態が発生していないか早急に厳格にチェックすべきです。
		さらに、NTT 東・西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT 東・西が自ら利用する場合
		と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されているか検証を行っているところですが、NTT 東・西の報告をベースにしている
		限り十分な透明性・外部検証性が確保できないと考えます。引き続き厳格な検証を行い、内部の実態を正確に把握し、必要に応じて第
		三者による監査の導入が必要と考えます。
(6) 日本	NTT ファイナンス	NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務を NTT ファイナンスへ移管する
電信電話株		ことに関しては、2012年3月23日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請
式会社等に		措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要です。本施策によりNTTグ
係る公正競		ループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されるこ
争要件の検		とのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。
証		現状の禁止行為規制の下では、今後も第三者、特に NTT グループ内会社を介した排他的なグループ連携が行われる可能性がありま
		す。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実
		上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱を回避するための措置の導入を競争政策見直
		しの場で検討すべきと考えます。
	活用業務	活用業務制度は、NTT 東・西の本来業務を地域通信市場に限定した NTT 再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナ
		ント事業者である NTT グループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるに
		もかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められたところに根本的問題が存在しています。さらに認可
		制から届出制へと規制緩和されたことによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなり、競争上問題が
		あるサービスであっても、活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化される懸念が未だに払しょくされませ
		h_{\circ}

	検証結果案において、「個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、NTT
	再編成の趣旨をないがしろにするものではない。」と示されていますが、総務省においては、NTT 東・西の地域通信分野におけるボトルネック
	独占の弊害が拡大することを防止し、公正な競争を確保する観点から、NTT 東・西の活用業務に係るガイドラインに定められている NTT
	東・西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置を踏まえ、同等性の確保やグル
	ープドミナンス排除の実効性を図るために引き続き個々のサービス単位に厳格に調査・検証を行う等、慎重な運用をすべきと考えます。な
	お、NTT グループとして既に参入している移動体事業や ISP 事業等に支配的事業者である NTT 東・西が参入することは、NTT グループ
	全体のシェアを更に高め、公正競争を阻害することが明白であることから当然禁止すべきです。

以上

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 810-0001

住所 なくおかしちゅうおうくてんじん 福岡市中央区天神1 丁目 12番 20号

氏名 丸 州 通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 秋吉 廣行

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度) (案) に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検言	正結果案	意見
1 ブロードバ	(1) ブロードバンド	_
ンド普及促	普及状況に関す	
進に係る取組状況等に	る検証 (2) 関係主体の取組	
関する検証	に関する検証	_
2 NTT東西 等における 規制の遵守 状況等の検 証	(1) 第一種指定電気 通信設備に関す る検証	<該当箇所> イ 指定の対象に関する検証 (イ)加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から 除外すべきとの指摘(意見9)について
		<弊社意見> oFTTH サービスにおいて、NTT 東西は 7 割を超えるシェア を維持しており、ドミナント事業者であることに変わりは ないことから、「加入光ファイバを引き続き一種指定設備 に指定することが適当」とする検証結果(案)の考え方に 賛同します。
·	(2) 第二種指定電気 通信設備に関 する検証	<該当箇所> ア 指定要件に関する検証 (ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見 27)について
		<弊社意見> oモバイル市場は「新規参入が困難な寡占的市場」となっており、より競争環境を活性化し、利用者利益の向上等を図るため、以下のことから、二種指定事業者に対し、MVNOの参入をより促進するための措置を講ずることを要望します。
		・これまで固定通信事業は、電力系通信事業者を含む様々な通信事業者が参入し、設備競争やサービス競争を行うことで、料金の低廉化やサービスの普及拡大を図ってきました。
		・一方、固定通信に比べ料金が高止まりしているモバイルの寡占的市場では、MVNO に対する接続料算定等に当たり、第一種指定電気通信設備ほどの厳格な規定がなく、事実上 MNO に有利な状況となっています。
		・また、モバイル市場は固定市場に比べ、契約者数・売上 規模ともに巨大であり、MNO事業を営むメガキャリア グループが、モバイルでの市場優位性を基に固定事業 を推し進めた場合、モバイル事業を行っていない固定 通信事業者は淘汰され、通信事業全体が二種指定事業 者を持つグループによる寡占化が進み、公正な競争が 阻害されることとなります。

(3) 禁止行為に関する検証

<該当箇所>

- ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
- (ア) NTT ドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTT ドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30,31)について

<弊社意見>

- oNTT 東西殿及びNTT ドコモ殿は固定とモバイルのセット 割を行っていなくとも、各々の市場において圧倒的な市場 支配力を有しており、NTT グループに対する非対称規制が 緩和された場合、同グループによる独占化・寡占化を招き、 公正な競争が阻害されることとなります。
- oこのことから、「NTT ドコモを禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない」とする検証結果(案)の考え方に賛同します。

<該当箇所>

- イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況 に関する検証
- (イ) 現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃又は緩和すべきとの指摘(意見 42)について

<弊社意見>

oNTT 東西殿・NTT ドコモ殿は、固定とモバイルのセット割を行っていなくとも、固定及びモバイルの各々の市場において圧倒的な市場支配力を維持しており、こうした中で、両社が排他的に連携すると、公正な競争環境が損なわれることから、「NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿」に対する禁止行為規則等の非対称規制は、引き続き維持すべき」とする、KDDI 殿の再意見に賛同します。

(4) 業務委託先子 会社等監督の 運用状況に関 する検証

(5)機能分離の運 用状況に関す る検証

| -

(6) 日本電信電話 株式会社等に 係る公正競争 要件の検証

<該当箇所>

(イ)活用業務制度は、NTT 再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見 55) について

<弊社意見>

- o 以下の理由から、活用業務制度の廃止もしくは制度の厳格 化が必要であると考えます。
 - ①活用業務により、NTT 東西殿が様々な県間サービスを 提供することで業務範囲を拡大し、NTT 再編成以前の 独占回帰となりかねない状況にあります。
 - ②「個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の 範囲内で営まれることについて確認」はされているもの の、当該業務全体に対する検証は行われていません。
 - ・個々の届出サービスについては、「電気通信事業の 公正な競争の確保に支障のない範囲」である場合 でも、NTT 再編成の趣旨を鑑み、活用業務開始以降 すべてのサービスをトータルで考えた上で、今一 度、ガイドラインも含めた当該業務の正当性を判断 する必要があると考えます。
 - ③「外部検証」についても、②同様の理由により、「個々のサービスに関する」ものではなく、「トータルサービス」に注視した「外部検証」の実施および内容の開示が必要であると考えます。

平成26年1月14日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 100-0005

とうきょうとちょだくまるのうち

住 所 東京都千代田区 丸の内 1-8-1

かぶしきがいしゃ

氏 名 株式 会社 ジュピターテレコム

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう まき とし お 代表取締役社長 牧 俊夫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見 (※各社の法人名につきましては、略称を使用し、敬称を省略させていただきます。)
検証では、後記では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	E結果案 (1)ブロードバンド 普及状況に関する 検証	 〈イ.ブロードパンド市場環境に関する検証 (ウ)市場シェア> (シェア表示の配載について) ◆弊社J: COMは、「KDDIの企業グループ」の一員として整理されております。しかしながら、①弊社に対する出資比率は、KDDIと住友商事がそれぞれ 50 パーセントずつであり、一昨年KDDIと住友商事が発表のとおり、弊社は両社の共同経営体制による会社であって、KDDIによる独占的実効支配下にはありませんし、②KDDIとの商品・サービスの連携は、J: COMグループによる営業戦略の一環に過ぎません。また、③電気通信事業分野の市場において、KDDIの FTTH アクセスサービス(au ひかり)とJ: COMグループの CATV アクセスサービス(J: COM NET) は実際に直接的な競合関係にあります。 こうした事実から、少なくとも弊社については、KDDIの連結対象会社であることや商品・サービスを提携していることは、存在する事実関係の「ある一面」に過ぎませんので、ひとくくりに「(KDDIの)企業グループ」として一律に整理されることについては、違和感があり、市場の競争状況の分析においてはこうした状況を踏まえて行われることを希望します。 ◆仮に、上述で指摘いたしました KDDI の企業グループの一員として整理をされる場合でも、PIO「CATV インターネットサービス」及び P11「固定系プロードサービス全体」のシェア表示は、同 P11「移動体データ通信サービス」のシェア表示と同様に、直下の括弧付けにて当社のシェアの内訳を記載していただくようお願いいたします。 ◆また、NTT グループの競争力に関する評価を行う場合には、ボトルネック性を有するサービスの中で市場シェアの把握を行うことが適当と考えますので、P11「固定系プロードサービス全体」の定義につきまして、固定プロードパンドによる市場の全体把握も重要ではありますが、引き続き、FTTH 市場の動向を特に注視する必要があると考えます。 〈ウ・プロードパンド利用環境に関する検証(ア)利用者料金>(利用者料金の低廉化に関する記載について) ◆P13に記載の説明によると、「FTTHではサービス競争による利用者料金の低廉化が進んでいるが、CATV インターネットについては、料金水準に大きな変化が見られない」とのことです。 しかしながら FTTH による競業他社との間のインターネット利用者料金の競争の中で、CATV インターネットサービスにおいても料金水準の引き下げに努力を続けているのが実情です。

		例えば、現在当社の「お得プラン(2年契約・戸建て向けプラン・160Mコース・関東エリア)」では、ケーブルテレビサービス(単体月額5,229円(税込))、160Mインターネットサービス(月額単体6,300円(税込))及び電話サービス(月額単体1,397円(税込))の3サービスの通常パック月額が11,435円(税込)のところ月額9,500円(税込)でご提供しており、結果として実質的にインターネット料金も低廉化してきております。 このようにCATVインターネットサービスも利用者料金を引き下げており、FTTH(のみ)がサービス競争によって利用者料
		金の低廉化が進んでいるかのような整理(別添2「主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移」の記載も含む)は 必ずしも適切ではないと考えます。
	(2)関係主体の取	
	組に関する検証	
2 NTT東西等	(1)第一種指定電	
における規制	気通信設備に関	
の遵守状況等	する検証	
の検証	(2)第二種指定電	
	気通信設備に関	
	する検証	
	 (3)禁止行為に関	くウ. 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証>
	する検証	◆NTT ファイナンスにおける請求行為の統合など、電気通信事業者ではない子会社を利用した業務の統合が過度に進展した場合、本来の法の趣旨である反競争的行為の防止という目的が形骸化する可能性も否定できないことから、本件検証につきましては、引き続き注視する必要があると考えます。
	(4)業務委託先子	
	会社等監督の運	
	用状況に関する検	
	証	

	T
(5)機能分離の運	
用状況に関する検	
証	
(6)日本電信電話	
株式会社等に係る	
公正競争要件の	
検証	

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 920-0024

(ふりがな) かなざわしさいねんいっちょうめ 1 ばん 3 ごう住所 金沢市 西念 一丁目 1番 3号 (ふりがな) ほくりくつうしんねっとわーくかぶしきかいしゃ 氏名 北陸 通信ネットワーク 株式 会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょうもり えいいち

代表取締役社長森榮一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果 (平成25年度) (案) に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 北陸通信ネットワーク株式会社

検証結果案		意見
1 ブロードバ	(1)ブロードバンド	
ンド普及促進に	普及状況に関する検	
係る取組状況等	証	
に関する検証	(2)関係主体の取組	
	に関する検証	
2 NTT東西	(1)第一種指定電気	イ 指定の対象に関する検証
等における規制	通信設備に関する検	(イ) 加入光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について
の順守状況等の	証	
検証		検証結果案の「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。」という考え方に賛同します。
		NTT東・西殿は、依然として加入者回線数で圧倒的なシェアを有するドミナント事業者であることから、加入光ファ
		イバについては引き続き一種指定設備の対象とする必要があると考えます。
	(2)第二種指定電気	
	通信設備に関する検	
	証	
	(3) 禁止行為に関す	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
	る検証	(ア)NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制摘要の必要
		性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべき
		との指摘(意見30、31)について
		検証結果案の「現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定す
		る必要性に変わりはない。」という考え方に賛同します。
		NTTドコモ殿は、移動体通信市場において40%以上のシェアを長期に渡って維持しており、また、NTTグループ
		としても固定通信市場におけるボトルネック設備を有し、圧倒的な市場支配力を持っていることから、NTTドコモ殿を
		禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはないと考えます。

検証結果 案	意見
(4)業務委託先子会	再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必
社等監督の運用状況	要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じてないとの指摘(意見44、45)につ
に関する検証	いて
	考え方44において、NTT東西からの報告書の中で確認しているとありますが、昨年6月にNTT東・西殿より提出
	された報告書の内容は限定的であり、第三者にて内容の適正性や実効性が把握できない状況です。よって、非公表とする 情報の見直しを検討していただくとともに、総務省殿にて検証した結果についても公表していただきたいと考えます。
(5)機能分離の運用	
状況に関する検証	
(6)日本電信電話株	(ア) N T T ファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置
式会社等に係る公正	すべきとの指摘(意見52)について
競争要件の検証	
	検証結果(案)において、報告内容の妥当性等について確認した。とありますが、確認した内容を開示することにより
	規制等の趣旨への抵触又は潜脱を防止するための抑止力になると考えます。
	(イ)活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)につ
	(1) 冶用未物制度は、NII 中機成の越自をないかしつにするものであることから、廃止すべきとの指摘(息見うち)にフ いて
	検証結果 (案) において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認して
	いることから、御指摘のNTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。とありますが、活用業務制度の規制緩和
	によりNTT東・西殿の事業領域がなし崩し的に拡大し、公平な競争環境を確保することが困難となることから、同制度
	を廃止すべきと考えます。また、届出制への規制見直しが与えた通信市場への影響について、総務省殿において分析・検
	証するとともにその結果を公表していただくことを要望いたします。

以 上

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 761-0195

かがわけんたかまつしかすがちょう

住 所 香川県高松市春日町 1735番地3

かぶしきがいしゃえすていねっと 氏 名 株式会社STNet

代表取締役社長 中村 進

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 株式会社STNet

<u> 思兄掟冚有</u>	株式会社STN e	<u>t</u>
	証結果案	意見
1 ブロード	(1)ブロードバ	
バンド普及	ンド普及状況に関	
促進に係る	する検証	
取組状況等	(2)関係主体の	<該当箇所>
に関する検	取組に関する検証	イ 公正競争環境の整備に関する取組
証		(キ) 競争評価の見直し
		『平成25年度の競争評価においては、定点的評価は平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、移動系データ通信市場において、事業者間取引に関するデータを分析指標に加えるほか、固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たっての勘案要素とする等、基本データの整理・拡充を図ることとしている。また、戦略的評価として、①企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析、②地域ブロック別の超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析をテーマとすることとしている。』
		<意見> 競争評価の戦略的評価として「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析」を行うことに賛同いたします。
		「検証結果(案)」P8にありますように、ブロードバンド市場の現状は、FTTH、ADSL、CATVインターネットを合わせた固定系ブロードバンド(以下、固定BB)サービスが約3千5百万契約であるのに対して、移動体データ通信(以下、モバイルBB)サービスは約1億4千7百万契約と前者の4倍以上の規模になっています。
		こののの。 これまではモバイルBBと固定BBの間では通信速度に大きな
		差がありましたが、LTEを始めとするモバイルBBの高速化が進
		んだ結果、超高速データ通信としては固定BBと遜色のない速度に 達しつつあります。
		更に、モバイルBBには場所を選ばすに利用できるモバイルの強
		みがありますので、スマートフォンやタブレット端末を利用しての
		インターネット利用が拡大しており、若者層を中心に固定BBを選
		択せず、あるいは固定BB契約を解約してモバイルBB契約に切替 える動きが多くなっています。
		こうした状況を背景として、料金やサービススペックについては
		モバイルBBサービスの内容が固定BBのあり方に大きな影響を
		及ぼすようになってきている一方、ブロードバンドインターネット
		においてはモバイルBBや固定BBという枠を超えて、一つのブロ
		ードバンド市場としてユーザ獲得にしのぎを削る状況になってき

ており、その流れは今後ますます強まることが予想されるところです。

このように電気通信市場の状況が変わってきたことを踏まえると、平成25年度の競争評価において「固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たっての勘案要素としたこと」や、「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析」などの戦略的評価がテーマとされることなど、新たな観点をもって競争状況の分析が行われることは、今後の固定BB、モバイルBBの両市場にまたがる健全な競争状況を担保する規制のあり方を考えるうえで、たいへん重要なことと考えます。

2 NTT東 西等におけ る規制の遵 守状況等の 検証

(1)第一種指定 電気通信設備に関 する検証

<該当箇所>

- イ 指定の対象に関する検証
- (イ)加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について

『以上の状況は、現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8 割以上の回線を有する状況に鑑みれば、依然として変わりはないこ とから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが 適当である。』

<意見>

「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当 である。」とする考え方に賛同いたします。

現時点においてNTT東西殿が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況は、固定通信サービスの主流となっている加入光ファイバによる超高速通信サービスに新規参入するにあたり十分ボトルネック性を持つものと判断されますので、NTT東西殿が設置する加入光ファイバを引き続き一種指定設備とすることは適切であると考えます。

(2)第二種指定 電気通信設備に関 する検証

<該当箇所>

ア 指定要件に関する検証

(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見27)について

『本項全文』

<意見>

現状ではモバイル市場におけるMVNOの契約者はごく一部(携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は642万加入)であり、同市場は二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうしたシェアの大きな格差を踏まえると、二種指定事業者はMVNOに対してサービス開発力などにおいて競争上の大きな優位性

を持ち、このままではモバイル市場の寡占状態が続くことで同市場 の健全な発展が阻害される懸念があります。

このような中、モバイル市場の競争環境を活性化させて利用者利益の向上を図るためには、更なるMVNOの普及促進が有効であり、MNOとMVNOとの間にある競争上の格差を是正し、サービス競争を更に促進することが、モバイル市場の競争の促進につながるものと考えます。

この点において「接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み」設けられた二種指定設備制度のあり方は、こうしたMVNO普及促進に大きく影響すると考えますので、

- ・ 接続料金の透明化向上と低廉化によるMVNO参入活性化
- MNOとMVNO間におけるサービス競争促進

等を主眼においた検討をお願いいたします。

(3)禁止行為に 関する検証

<該当箇所1>

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持 しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に 変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す 合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘 (意見30、31)について

『本項全文』

<意見1>

NTTドコモ殿への禁止行為等規制の適用対象指定については「禁止行為等適用事業者指定ガイドライン」に沿って市場シェア等の諸要件を根拠に適用されており、「現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。」とする考え方に賛同いたします。

禁止行為の中でも「特定の電気通信事業者に対し不当に優先的、 又は不利な取扱いをすること」については、圧倒的な市場支配力を 持つ事業者がこれを行使することにより公正な競争環境が阻害さ れ、固定、移動を問わず小規模事業者の事業運営に著しく影響を与 えることになり、ひいては小規模事業者が電気通信市場から撤退を 余儀無くされる状況となることも想定されます。

仮にNTTドコモ殿がこの禁止行為等規制を解除され、固定通信市場におけるドミナントであるNTT東西殿やNTTコミュニケーションズ殿を始めとした巨大なNTTグループの中に閉じたサービス開発、一体的サービス提供が可能となる状況は、これまで築いてきた公正な競争環境を崩してしまうことになると考えます。

ついては「競争政策の見直し」の検討にあたっては、前述のような個々の規制の解除・見直しが、ドミナント事業者の市場支配力が 更に拡大する事態に繋がらないように進めていただくことをお願いいたします。

<該当箇所2>

(イ)上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘(意見32)について

『なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。』

<意見2>

制度見直し等の方向性についての検討においては、

- ・モバイルBB市場の競争状況と固定BB市場の競争状況を別々に確認することに加えて、
- ・モバイル事業者あるいはその企業グループがモバイルBB市場における寡占的立場を利用して、固定系BB市場の競争状況を 歪めたり、固定系事業者がMVNOになることを通じてモバイルBB市場に参入することを阻止したり、参入しにくくするといった状況を防ぐ
- ことも考慮のうえで検討していただくことを希望します。

すなわちモバイルBB市場に続いて固定BB市場も大手3社・グループの寡占状況になり、寡占事業者が膨大な利益を上げる一方で、利用者は相対的に高い料金の負担を余儀なくされるといった状況にならないために、「上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスについての規制」についてもご考慮いただき、両方の市場における適切な競争状況の確保とそのために必要な規制の導入をご検討いたただきたいと考えます。

<該当箇所3>

- イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関す る検証
- (ア) NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為等規制の潜脱行為が行われており、禁止行為等規制の対象に県域等子会社を追加する又はNTT東西の子会社等監督義務に関する厳格な調査検証及びそれに是正措置を講じる等すべきとの指摘(意見35)について

『ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会 社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の 徹底について、その状況を今後とも注視していくこととする。』

<意見3>

電気通信市場におけるNTTグループのシェアが依然として高 止まりしているという現状を踏まえると、健全な公正競争を確保す るためには、今後もNTTグループの事業運営における行為につい て、網羅的かつ的確な規制を継続する必要があります。

特に、監督対象となる県域等子会社の多くが再委託を行っている という実態を踏まえると、再委託先をも包含した透明性の高い禁止 行為等規制が必要不可欠であると考えられます。

検証結果でご指摘のとおり、県域等子会社において当該規制を潜 脱するおそれがありますので、本件に対する運用状況の検証につき ましては、制度における重要なポイントとして厳重かつ透明性の高 いチェックを継続していただきますようお願いいたします。

(4)業務委託先 子会社等監督の運 用状況に関する検

(5)機能分離の 運用状況に関する 検証

(6)日本電信電 話株式会社等に係 る公正競争要件の 検証

<該当箇所>

(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共 同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置すべ きとの指摘(意見52)について

『本項全文』

<意見>

電気通信市場におけるNTTグループのシェアが依然として高 止まりしているという現状を踏まえると、健全な公正競争を確保す るためには、今後もNTTグループの事業運営における行為につい て、網羅的かつ的確な規制を継続する必要があります。

NTTファイナンス殿を通じた料金業務統合については、NTT 東西殿から総務省殿への報告「電気通信役務の料金等に係る業務を NTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措 置の報告について」等が公開されているものの、NTTグループの 業務統合は一見軽微と思われるものであっても電気通信市場の動 向に大きな影響を与えることがありますので、絶えず包括的検証が 必要です。

今後とも、透明性の高い議論および検証作業の実施を要望いたし ます。